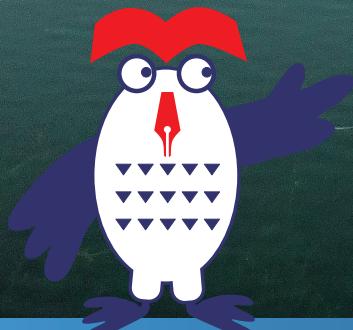




愛知

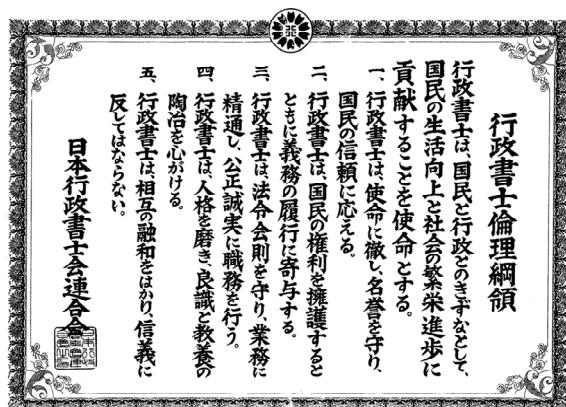


- 建設環境部支部担当者会議開催
- 平成27年度経営事項審査補助業務 第1回必須連絡会開催
- 田宮章名誉会長 黄綬褒章受章祝賀会



目 次

愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会	愛知県行政書士会 副会長 久野 真技	1
建設環境部支部担当者会議開催		2
平成27年度経営事項審査補助業務 第1回必須連絡会開催		2
田宮章名誉会長 黄綬褒章受章祝賀会		3
鍋田建治副会長 総務大臣表彰受賞記念祝賀会		3
仙石秀久副会長 総務大臣表彰受賞祝賀会		4
建設環境部業務研修会①開催		5
ふと思う、ゆえに人なり(3)	名城大学法学部 教授 佐藤 文彦	6
名城君と学ぶ税法 第1回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	8
フランス歩けば～飛行機編～	岡崎支部 竹田 雅彦	11
お知らせコーナー 農業振興地域整備計画の変更(除外・編入・用途区分の変更)申出受付の中止について(通知)	…14	
農振除外の受付を中断します	…15	
業務相談会のお知らせ	…16	
業務相談会申込書	…17	
会員訪問記(名古屋支部 外園 薫会員)	会報委員 森田 英樹	18
支部だより		19
事務局だより		36
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		39
コスモスあいちコーナー		43
あとがき		45



愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会

副会長 久野 真技

「暴力団等排除宣言」

私たち、愛知県行政書士会会員は、愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会の設立趣旨にのっとり、社会の秩序や安全を脅かす暴力団等の反社会的勢力を社会から排除していくことが社会共通の重要課題であることを認識し、社会的責任のある組織として、以下のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定めるとともに、この基本方針実現のための体制を整備し、暴力団等の介入できない健全な行政書士業務及び積極的な暴力団等の排除運動を推進し、市民の安全に寄与することを宣言する。

- 一、暴力団等の排除における基本理念「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」の三ない運動プラス1（ワン）を徹底する。
- 一、暴力団等の不当不法な要求は断固拒否する。
- 一、暴力団等反社会的勢力に対する関係機関との緊密な連携と一致団結した会員相互の協力体制を確立する。



私たち愛知県行政書士会暴力団等排除対策協議会は、愛知県法務文書課・愛知県警察本部・公益財団法人愛知県民会議等関係各位のお力添えを頂き、平成24年4月23日の設立後まもなく第一回目の「不当要求防止責任者講習」を開催いたしました。愛知県行政書士会としては初めての試みでしたので、98人という多くの参加者が受講しております。翌年度からも引き続き年間事業として毎年開催しております。今年度は当初受講された会員にとりましては三年を経過しております。この機会に再受講されることをお薦め致します。

平成27年9月7日に本会において愛知県法務文書課・愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課、公益財団法人暴力追放愛知県民会議より当協議会の相談役・顧問としてご就任いただいており

ます皆様を来賓としてお迎えし、「平成27年度定例全体会」を開催いたしました。当会の出席会員には、新役員の人事・事業計画の推進等についての承認をいただきました。

本年度事業計画のうち、特記すべき事項として「暴力団等排除のための研究」を掲げております。このことにつきましては『暴力団等排除条項が記載された委任状等』の作成を目標のひとつとしてとらえております。愛知県行政書士会法務部との連携を図り、早急に会員の皆様への周知ができますよう鋭意努力いたしております。

冒頭に記しました、「暴力団等排除宣言」を有効に実施するためにも緊急の課題であると認識し、当協議会の事業活動について改めて会員の皆様のご協力をお願いする所存でございます。

建設環境部 支部担当者会議開催

建設環境部

日 時 平成27年8月3日(月)
午後2時から
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
出席者 20名 欠席者：1名
議 題 (1) 平成27年度の本会建設環境部予定事業
について
(2) 支部建設環境部の予定事業、本会建設
環境部への要望
(3) 申請窓口における現状（トラブル等）
について
(4) 支部内での新しい試みや問題点

定刻に司会の長瀬部員が開会を宣し、山田高嗣会長の挨拶の後、議事に入った。

冒頭、早川部長から、この支部担当者会議の目的が、本会と支部の建設環境部との有機的連携を図ることで、建設環境部が所管する業務に係る諸問題の解決に役立てることにあることの説明があった。

議題(1)として、部長が、本会建設環境部が今年度予定している事業の位置付けと概ねの実施時期及び内容について説明した。

議題(2)及び(4)については、あらかじめ各支部から提出していただいたアンケート（回答）をもとに、各支部担当者から自己紹介とともに支部建設環境部の現状と本会建設環境部への要望、支部での新しい試みや問題点等を発表していただき、他支部担当者の意見を交え議論し、本会としての回答も含め意見交換した。特に建設業関連業務を取り扱う行政書士数の減少防止と研修の充実については、いくつかの支部が連携して活動し、それを本会建設環境部が後押しする方法も検討することとした。

議題(3)については、概ね良好であるが一部の窓口ではその対応を問題視する意見が出された。

今後の支部担当者会議の役割として、1. 支部の現状を報告し合って、役所との連携・研修会の実施方法・窓口対応の違い等の意見交換をする。2. 事例勉強会等の踏み込んだ勉強会を、複数の支部で行うための連絡会の機能を持たせる。以上の役割を担う場としてこの担当者会議の重要性を確認した。

最後に、部長から本会建設環境部の事業執行への協力を願いし、担当者会議を終了した。

平成27年度経営事項審査補助業務 第1回必須連絡会開催

建設環境部

日 時 平成27年7月27日(月)
午後2時から
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
出席者 46名 欠席者：2名
参加県職員 愛知県建設部建設業不動産業課
主事 伊藤 聰大 様
主事 森 敦嗣 様
内 容 『平成27年度経営事項審査補助業務について』

定刻に司会の長瀬紀美子次長が開会を宣し、山田高嗣会長の挨拶に続き、西川剛史副会長から県職員の紹介があった。

第1部は、主事の伊藤様より、経営事項審査補助業務等への当会の協力についてのお礼と今年度の4月から7月を振り返って疑義事項について回答されるとともに、審査における注意点等について説明された。その後若干の質疑応答を経て終了し、お二人は帰庁された。

第2部は、長瀬次長が補助業務の日報に記載された疑義事項について県の第1部での回答も踏まえながら補足説明をした。次いで、早川部長が、補助業務についての本会としての考え方を説明するとともに、数年後を見据えて要員を大幅募集したい旨とそれについての各要員への協力要請があった。一部の疑義事項については県との調整後に連絡文書を発信することとし、最後に、建設環境部の新役員について紹介があったのち、連絡会を終了した。

田宮章名誉会長 黄綬褒章受章祝賀会

日 時 平成27年9月20日(日)

午後5時30分より

場 所 名古屋観光ホテル 3階 那古の間

出席人数 140名



平成27年5月15日(金)に当会の名誉会長である田宮章先生に対し、黄綬褒章が授与され皇居にて拝謁に

臨まれました。

田宮名誉会長の栄誉をお祝いするとともに、今後のご活躍を祈念して、受賞祝賀会が上記のとおり催されました。

当日は当会の会員をはじめ、全国の単位会の会長等の役員経験者が集い、盛大に執り行われました。愛知県知事をはじめ、多数の公職者も来賓として参加されました。特に河村市長が田宮名誉会長のご家族との個人的関係を交えたスピーチで会場を大いに盛り上げられたことが印象的でした。和やかな雰囲気で会は進み終盤にさしかかったところで、アトラクションとして、津島市郷土芸能（伊六萬歳）が披露されました。内容は、現在の漫才と違いお笑いではなく、七福神が登場しお祝いの気持ちを舞台の上で舞と莊厳な言葉で表したもので、古典的な魅力いっぱいなものでした。

会は予定時間を大幅に延長になるほど盛会となり、参加者全員大い楽しんだところで閉会となりました。田宮章名誉会長の人柄が表れたあたたかい祝宴となりました。

今後の、ご活躍・ご健勝をお祈りいたします。



鍋田建治副会長 総務大臣表彰受賞記念祝賀会

会報委員 伊東 肖

日 時 平成27年9月13日(日)

19時～21時

場 所 岡崎ニューグランドホテル

参加者 110名



このたび本会の副会長を務める岡崎支部の鍋田建治先生が「行政書士業務に精励し、行政書士制度の向上と発展に貢献した」として、総務大臣表彰を受賞されました。

鍋田副会長の栄誉をお祝いすると共に、今後のご活躍を祈念するため、祝賀会が開催されました。岡崎支部だけでなく、県内の多くの行政書士の先生が参加されました。

竹田副支部長が司会を務め、発起人である島津支部長の挨拶と開会の辞で始まりました。

来賓の田宮名誉会長、山田会長、内田康宏岡崎市長、青山周平衆議院議員、重徳和彦衆議院議員、中根康浩衆議院議員から祝辞を頂きました。

中根議員の乾杯の発声により歓談タイムとなり、祝電が披露されました。

ホテルの美味しい食事を食べていると、鍋田副会長の2人のお孫さん姉妹によるピアノ演奏が披露されました。シューマンやショパンの曲が会場に美しく響き渡りました。さらに、タップダンサー姉弟「舞音＆響」が登場し、躍動感のある音楽に合わせてタ

ップダンスが披露されました。

続いて、鍋田副会長のプロフィール紹介です。幼い頃の可愛らしい写真や青春時代にギターを弾く写真などがスクリーンに映し出されました。

もう一人のお孫さんより、花束が鍋田副会長に贈

呈され、最後は参加者全員で「花は咲く」を合唱しました。温かい雰囲気に包まれたまま祝賀会は散会となりました。



仙石秀久副会長 総務大臣表彰受賞祝賀会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成27年9月27日(日)

午後6時半開宴

場 所 メルパルク名古屋 3階カトレヤ

出席者 108名



心地よい秋晴れのこの日、愛知県行政書士会副会长の仙石秀久先生の総務大臣表彰受賞を記念して、メルパルク名古屋で祝賀会が行われました。

まずは弦楽四重奏の生演奏によるとても優雅な仙石副会长と奥様のご入場があり、オープニングアクトとして、そのままクラシックが2曲演奏されました。

続きまして竹田支部長の開会の辞により式典が始まり、発起人代表挨拶で西川副会长のご挨拶があり

ました。次に、受賞者経歴紹介、来賓紹介、来賓祝辞と続き、来賓祝辞としましては、田宮名誉会長と山田会長からそれぞれお言葉を頂戴いたしました。それから記念品と花束の贈呈に移りました。記念品は支部からで、竹田支部長から仙石副会长へ目録が渡され、花束は仙石副会长のお孫さん二人から仙石副会长と奥様へと大変可愛らしい贈呈でした。普段の仙石副会长もいつもニコニコと優しいのですが、お孫さんに対するまなざしがいつも以上に優しく、またお孫さんたちもじいじが大好きで仕方がない様子で、とても微笑ましかったです。そして、受賞者謝辞として仙石副会长が謝辞を述べられました。比べるのもおこがましいのですが、わたしよりも長い長い年月第一線で行政書士を続けられている仙石副会长のお言葉はとても重く、時にはユーモアも交えながら、胸に染み入るお話をありがとうございました。その後、廣瀬綱紀委員長による乾杯の音頭で祝宴が始まりました。

新潟県行政書士会会长からお祝いに送られてきました日本酒もふるまわれ、和洋折衷の美味しいお料理に舌鼓を打ちました。歓談中もたくさんの方からお祝いの言葉を頂戴し、飛び入りでお祝いの言葉が飛び出すなど、大変盛り上がりいました。

あっという間に中締めの時間になり、岡田前相談役の万歳三唱で全員で賑やかに万歳を唱和しました。そして、閉会の辞を野田常務理事からいただきまして、祝宴はお開きとなりました。

当日は遠方から多くの方にお越しいただき、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

建設環境部 業務研修会①開催

建設環境部

日 時 平成27年8月25日(火)

午後2時から

場 所 会館3階及び2階会議室

申込者 116名 欠席者33名

研修内容 『愛知県の平成27年度廃棄物行政について』

講 師 第1部 愛知県環境部資源循環推進課

技師 高崎 洋子 様

第2部 同課 廃棄物監視指導室

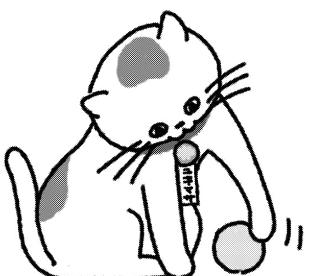
主査 石原 英昌 様

定刻に司会の鈴木敬済部員が開会を宣し、会長の挨拶の後、西川副会長による講師紹介を経て研修に入りました。

この研修会は、県の担当職員の方を講師に迎え、毎年度、愛知県の廃棄物行政の現状と変更点、今後の方向性等についてお話しいただくとともに、比較的多くの会員が係わる収集運搬業許可の申請について注意点等を具体的に講義していただくことを目的に開催されるものです。また、ベテラン会員の皆さんと講師の質疑応答等を通して、申請手続や申請者との関わり方における行政書士の役割等について考

える機会としても開催されるものです。初心者からベテランまでを対象にしていますので、ベテラン会員には物足らない点もあるかと思いますが、常に基本に立ち帰る姿勢と廃棄物処理の現状を知ることで行政書士としての責務をあらためて肝に銘じていただければと思っていますし、そこに初心者が触発されることも期待しているところです。

今年度も「愛知県の平成27年度廃棄物行政について」をテーマとし、2部構成で行われました。第1部は、産業廃棄物関係の許認可手続き等について、第2部は、産業廃棄物の適正管理について講義していただきました。第1部では、高崎様により廃棄物の分類、処理業の許可、許可の基準、先行許可証制度、優良産廃業者認定制度、収集運搬業許可の合理化等の項目について詳細に説明していただくとともに許可申請書の記載についても記載例をもとに丁寧に説明していただきました。第2部では、石原様により不適正処理への対応、処理基準違反と不法投棄、行政処分の目的、行政処分の流れ、違反行為への対応等について事例を交え説明いただきました。その後、質疑応答を経て、最後に早川部長から業務に際してのモラルとマナーの必要性についての言及と今年度の部事業の予定をお話しいるとともに会員の積極的な参加を要請し、午後4時20分閉会となりました。



ふと思う、ゆえに人なり (3)

名城大学法学部 教授 佐藤 文彦

司法試験出題漏洩

この原稿を書こうとして、何について触れるか考えていた際、「デザイナーって、随分と印象が悪くなつたなあ」と独り言を呟いたところ、家内から「司法試験委員も同じようなものじゃないの?」と突っ込みが入つてしまい、ぐうの音も出なかつた。かなり書きにくいテーマであるが、読者諸氏の関心事ではあろうから、いささか触れておくことにする。

私が、大学生となり、司法試験受験生となつたのは、1987年のことであるから、約30年ほどの事情は、立場が変わりつつも、噂などを含め、直接的間接的に、様々なことを伝え聞いてきた。決して事情通ではないし、むしろ風評などには疎いくらいである。それにしても、報道で伝えられるところから判断する限り、今回ほどひどい話は、聞いたことがない、というのが、第一印象である。

過去に、学年末試験の問題と同一の問題が、司法試験に出題されたという話は、聞いたことがあるし、当該学年末試験を出題した先生は、その1年限りで、考查委員を交代した。ただ、これを漏洩といふのはいささかどうかと思う事情もあり、その先生は、毎年「事前に予告した6問のうちから、1問を出題する」という形式をとっているが、ほぼ毎年、同じ問題を出題していた。しかも、その先生の名前は、当該問題の第一人者として知られており、その先生が考查委員になるのであれば、この問題は大ヤマになるということもまた、誰もが予想していたのである。受験にあたつて、不公平が生じたとは思われない。

ごく少数の考查委員については、学部の講義にあたり、取り上げるテーマが不自然になること（例年と異なる、体系的な順序から外れる等）がある、という噂は聞くことがあった。これもまた、婉曲で間接的な、重要論点の漏洩と言えるかもしれない。とはいへ、こんなことは、毎年講義を聞き続けていなければ分からぬし、分かるのは、重要論点の1つが、当該テーマにあたるということくらいで、試験対策上、労力の割には得られるものが少ないのである。だから、そういう講義をするという噂のあった、ある先生の講義は、容易に聴講できる環境にあつたにもかかわらず、聴講しなかつたくらいである。やはり、受験生に不公平をきたすようなことは、なかつたようだ。

綺麗事が過ぎたかもしれない。私の知らないところで、程度の差はある、何らかの出題漏洩はあったかもしれない。それは認めなければならいであろう。

それにしても今回は、問題そのものを教えただけではなく、模範答案を書けるように指導（？）していたようであるし、短答（マークシート）式の問題まで教えていたようであり、これが事実なら、どうしようもない。新制度になってから、漏洩が取りざたされた案件もあるが、そのときのような、希望する院生に対して実施していた答案練習というものではなく（指導者としてあってはならないことであるが、歪んでいるものの、受講者全体に対する愛情からくるものであると、三分の理を認めることができないわけではない）、特定の異性の院生に対する、歓心をひくための漏洩のようであるから、まったく救いようがない。

院生も院生で、不正をしようが、ともかく合格さえすればなんとかなると思っていたのであろうか。これもまた、救いようのない発想である。5年間は受験資格を剥奪されることがあるが、その後まで受験勉強を継続できるとは思えない。

それにしても、失われた信頼は、あまりに大きかった。

受験時代の思い出

少し、受験生であった頃のことを書いてみたい。

私の場合、司法試験に向かい合つたとき、最重要と位置づけたのは、「学部4年生のときに、合格しても不合格になつても、これで司法試験には終わりにする」であった。その当時、合格者は毎年500人で、競争試験であり、上位50人はともかく、残りの450人は、不合格者と紙一重の差しかないと言われており、合否は運にも左右されるところがあつた。実際、周囲を見回して、「どうしてあの人が不合格なのか」という例が、たくさんあり、「どうしてあの人が合格したのか」という例は、ほとんどなかったように思う。だから、合格すればそれでよし、精一杯勉強しよう、という気持ちをもちつつ、不合格を受け入れられるようになるにはどうしたらよいか、ということが、課題となつた。受験を止めることは、それまでの勉強を無駄にすることになつてしまうので、止めるに止められない人がいかに多かったか、ということも

ある（麻薬にたとえられるほどであった。今では、行動経済学の教えるところであるが、損をしたくないという欲望は強烈だという話を最初に読んだのは、福本伸行「銀と金」に出てくるエピソードであったと記憶している）。そこで、不合格という結果が出たときは、もう合格できないと思えるくらいの準備をしよう、運に左右されるとても、不合格を「実務法曹に向かない」という啓示として受け入れられるようにしよう、と考えたわけである。

結果的に、学部4年生の時は不合格となった。論文試験の結果は、不合格とはいえない、それなりによかったので、受験を止めることは、周囲には衝撃だったようである（後年、伝え聞いたところによると、ゼミの後輩たちは「佐藤先輩、馬鹿じゃないの」とささやきあっていたそうで、これには苦笑するしかなかった）。けれども、自分では、もうどうしたって将来合格できるとは思えなかつたので、受験を止めることは、決断などという大それたものではなく、ごく当然の判断であった。投資の世界の言葉で言えば、学生時代の受験勉強を「損切り」した、这样一个所であろうか。

すっきりと止めることができたのは、もちろん、他にもいくつも要因があったからである。覚悟一つ、という話ではない。ただ、語ることのできない黒歴史ではなく、過去の失敗談なし経験として、公言できる程度には、整理のついた話なのである。

戸田修三先生の思い出

ところで、受験勉強については、試行錯誤を繰り返した。周囲の優秀な先輩や仲間に比べ、突出した能力（頭の回転の速さや、記憶力や、バランス感覚など）が、私にはあるとは思えなかつたので、総合力で戦うよりなかつたからである（負けず嫌いであるからこそ、彼我的能力差を正確に測り、自らの劣る点を認識できるのだが、「普通はそこまで深刻に考えないんじゃないでしょうか」と評する人がいた。合点がいかない。自分の能力を過大評価しては、勝つための戦略を立て、戦術を用意することはできないはずだからだ）。

当時は、司法試験予備校の、いわゆる論証カードや論証ブロックを覚えて論文試験に臨むというスタイルが、普及し始めた頃であった。とにかく丸暗記が苦手で、この方法は、すぐに挫折した（頭が悪いのだ）。そこで、正反対のアプローチをとることにした。論点や、論証ブロックを覚えていなくても、答案が書けるようになるにはどうしたらよいか、と考え始め、高校生の頃、物理を勉強したときのように、少数の公式や法則を覚え、それを使いこなそう

と思ったのである（亡くなられた木内宜彦先生の、「私の受験時代の勉強の核は、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』だった」という話も、ヒントになっている）。

使いこなせるようになるとは、それぞれの法分野の原理原則を理解し、それらに関連する諸々の制度を理解し、それらの制度を構成する条文を理解し、それらの条文に関わる裁判例を理解することで、相互の往復運動ができるようになることである。基本書は早く、繰り返し読み、意識して、「要するに」どういうことか、「たとえば」どういうことか、を考えるようにしたのである。これができるようになれば、当該分野は、曲がりなりにも他人に説明できるようになるし、なんとか答案も書けるようになる。

「説明できる」は、私にとって、「分かっている」かどうかの、重要な判断基準である。現在、学生にもよく話すエピソードを紹介しておきたい。

学部の学生だった頃のことである。海商法の大家である、戸田修三先生と、1対1でお話をさせていただく機会に恵まれた。あれやこれやを話しているうち、「昨日は何を勉強していたの」と尋ねられた。「こういう問題です」と答えたところ、「それは、どういうものかな」と説明を求められた。昨日の記憶を引っ張り出しながら、あれやこれやとしゃべっていたのだが、そのうち、「あれ、分かっているのに、上手く説明できない」と、独り言のように口走ってしまった。それを聞いた戸田先生は、「それは違う。上手く説明できることだけを、分かったことと言うんだよ」と叱られたのである。温厚な戸田先生のこと、その口調は、諭す、窘めるという、ごく穏やかなものであったが、大変な衝撃を受けたことは、今でもよく記憶している。口を滑らせた不明を大いに恥じて反省し、直ちに過ちを改めた。

戸田先生に教えられた「説明できることだけが、分かったこと」という指針は、私自身にとって大いに役に立っただけでなく、これを参考にした後輩たちは、早期に司法試験に合格してくれたので、彼らにとっても、大いに有益であったことだろう。師匠の山内惟介先生は別格として、戸田修三先生は、恩師の一人である。

名城君と学ぶ税法 第1回

相続税と譲渡所得税の二重課税

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

はじめに—連載開始にあたって

私の専門は税法です。行政書士の先生方は業務の一環として税務に関わる機会も多いでしょうし、税理士資格をお持ちの先生もおられることと思います。そのため、税法は関心の高い分野でしょうし、かなり詳しい方も多くいらっしゃることだと思います。

本連載で私が紹介する内容は、いわば「釈迦に説法」となってしまうものもあるかもしれません。ただ、制度の背景にある基礎理論や関連する問題に触れることで、日常業務の意義を見つめ直し、新たな問題への対応を考える際のヒントになるのではないかと思います。こうした観点から、行政書士業務に関係ある税の問題を取り上げ、3人の会話を通じ、基本的な説明を交えて紹介していくことにします。

登場人物

名城（なしろ）：行政書士を目指して勉強している法学部3年生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長：行政書士光田事務所を開業して35年のベテラン。税法にも詳しい。

白木：光田事務所勤務8年目の女性職員。事務所内のことすべて把握している。

相続税の課税方式

名城 所長、さっきのお客さん、「なんで親の財産を相続するだけでそんなに税金がかかるんだ！」ってかなり怒ってみえましたね。

白木 お茶を出すのも怖いくらいでしたよ。

光田 相続の相談も重要な行政書士業務の一つだけど、どれだけ税金がかかるのかということもお客様にとっては大事なことだからな。

名城 相続税も知っておかないといけないんですね。そもそも所長、なぜ相続に税金がかかるんでしょうね？

光田 名城君、相続税の納税義務者は誰だと思う？

名城 相続人じゃないですか？タダで財産をもらうんですから。

光田 日本の現行のしくみではそのとおりだ。これを「遺産取得税方式」と呼ぶんだ。

名城 他にもあるんですか？

光田 イギリスやアメリカなどの英米法の国々では、遺産そのものに課税する「遺産税方式」を探っているんだ。

名城 遺産そのものに課税？よくわからないな。

光田 英米法の国々では、相続開始によって遺産財団が形成されるんだ。そこから被相続人の債務等を清算して残った財産を相続人が取得するという形となる。その清算の過程で税金も課されることになるんだ。

名城 財産を取得した相続人が税金を払うんじゃなくて、税金が引かれて残りを取得するというわけか。源泉徴収みたいですね。僕はそっちの方が楽そうでいいや。

白木 源泉徴収業務は大変なのよ！名城君。

光田 名城君の質問の「なぜ相続に税金がかかるのか」という課税の根拠については、「遺産取得税方式」「遺産税方式」のそれぞれで説明が違うんだ。

名城 「遺産取得税方式」は、相続人がタダで財産をもらうからですよね。「遺産税方式」はどうなんですか？

光田 被相続人が形成した財産の一部を社会に還元するとか、生前に回避した税を清算することなどと説明されているけど、合理的とは言えないね。むしろ「被相続人の生存中に生じた資産の増加益の清算」という趣旨でとらえるべきではないかと思うよ。

名城 「資産の増加益の清算」？大学の租税法の授業で聞いたことがあるような…。

白木 名城君、ちゃんと理解しないと。大学の先生、ガッカリするわよ！

光田 これは「譲渡所得」のことだ。今度は所得税だよ。

譲渡所得課税のしくみと趣旨

名城 所得税なら先週の授業で聞いたから何となくわかるぞ！

白木 「何となくわかる」では単位は取れないわよ。

光田 では名城君、問題です。Aさんがかつて1000万円で購入した土地をBさんに1億円で売りました。この場合、誰にどれだけの税金がかかるでしょう？

名城 それくらい僕でもわかりますよ。1000万円で買った土地が1億円で売れたんだから、Aには9000万円の所得がある。だからその分Aに所得税がかかるんですよ。

光田 そのとおり。Aが得た9000万円の利益は、Aがこの土地を保有している間に発生した増加益のことと、これを「譲渡所得」っていうわけだ。では、次の質問。Aがかつて1000万円で購入した土地をBに贈与しました。その時のこの土地の時価は1億円です。さて、誰に税金がかかるかな？

名城 Bはタダで1億円もする土地をもらったんだから贈与税がかかりますよね。

光田 そうだな。ではAは？

名城 Aは土地をあげただけでBから何ももらっていないから、税金がかかるとかわいそうじゃないですか。

白木 名城君、「かわいそう」って感情で解決しているの？法学部生でしょ？

光田 「譲渡所得」って「保有期間中の資産の増加益」なんだよな。Aが贈与した土地にも9000万円の増加益は発生しているよね。

名城 それじゃあ、Aにも譲渡所得の課税がされるんですか？

光田 理論的には可能だし以前は課税されたこと也有った。でも、さすがに財産を無償で譲渡しただけで課税されるというのは常識にそぐわないということもあって、現行法では課税しない扱いになっているんだ。

名城 ほら白木さん、法律っていうのは人間の感情に合ったものじゃないといけないんですよ。僕はそういう人情的な法律家を目指しているんですよ！

光田 ただし名城君、理論を理解した上でなければ、単に感情に流されて判断がブレてしまうんだぞ。

相続税と所得税の関係

名城 所長、譲渡所得については理解しました。でも、相続税と譲渡所得ってどう関係するんですか？

光田 名城君、所得税の課税対象である「所得」って何？

名城 「所得」は…お金とか、働いてもらうものですよ…。

白木 理解が感覚的ね、名城君。

光田 公平な課税の実現のためには、働いて得たお

金には課税されて、遊んで得たカネに税がかからないというのは問題だ。そこで所得税法上は、あらゆる経済的利益を所得としてとらえる「包括的所得概念」を採用しているんだ。

名城 僕みたいな貧乏学生には税金を課さず、所長みたいなお金持ちからガッポリ税金を取る方が公平ですよね。

白木 結構バイト代もらっているじゃないの。

光田 包括的所得概念の下では、相続や贈与によって得た財産も「所得」と考えられるんだ。でも、現行法上は、相続や贈与で得た財産にはそれぞれ相続税、贈与税が課されるというしくみになっている。

名城 え～、じゃあ、相続で財産を受け継ぐと、相続税と所得税の両方がかかるんですか？

光田 いや、それだと二重課税になるので、所得税法9条1項16号では、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」は所得税を非課税としているんだよ。

名城 あ～安心した。

白木 名城君はそんなに相続税が心配なの？

名城 そういうわけじゃないんですけど。そうか、だからさっき所長が言ったように、相続で土地を取得した場合には相続税しか課されずに、譲渡所得には課されないんですね。

光田 それは違うんだ、名城君。相続税と譲渡所得の納税義務は誰が負うのかを思い出してごらん。

名城 相続税は相続人ですよね。譲渡所得は…そうだ！資産を譲渡した側だから被相続人だ。

光田 そのとおり。さっきの所得税非課税規定が適用されるのは、相続によって財産を取得する相続人の側だよな。

名城 では、相続によって移転した財産の増加益はいつか課税されることになるのですか？

光田 所得税法60条1項1号は、限定承認以外の相続によって資産を譲渡した場合には、被相続人の取得価額を相続人が引き継ぐという規定になっているんだ。つまり、かつて父親が1000万円で取得した土地を子が単純承認によって相続した場合、その時点では譲渡所得は課税されない。その代わり、その土地は元々、子が1000万円で取得したものと扱われるんだ。だからその後、子が1億円でその土地を売った場合には、子が9000万円の譲渡所得について所得税を課されることになるんだ。

名城 いつか必ず課税されてしまうんですね。

光田 戦後の日本の税制の基礎をつくったシャウプ勧告では、資産の増加益をすべて課税することによ

って公平な税制を目指そうとしたんだ。

名城 そうすると、増加益が含まれた資産を相続で取得した場合、相続人は相続税が課せられ、その後、その資産を譲渡すると譲渡所得が課されるんですね。それって二重課税に当たりませんか？

光田 だんだんわかってきたね。判例上は、遺産取得税方式の下では、相続税の納税義務は相続人が負うもの、譲渡所得に対する課税は、本来的には資産を保有していた被相続人が負うべき納税義務を相続人が承継しているだけだから、二重課税には当たらないと解しているんだ。

名城 う～ん、でも実際に税金を払うのは両方とも相続人ですよね。二重課税じゃないのかな？

光田 そうなんだよ。相続税は相続によって移転する被相続人の財産の相続開始時点での時価に対して課税するものだ。その財産の価値には保有期間中の増加益が含まれているから、同じ経済的価値に2つの税が課されていると言えるから、私も問題だと思うよ。

名城 でも裁判所は認めてくれないんですよね。

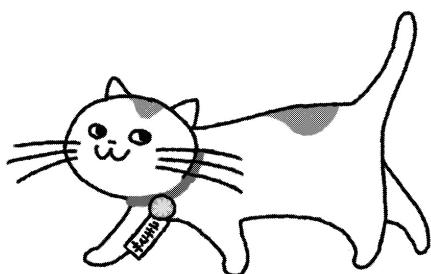
光田 所得税法60条1項が取得価額の引継ぎを定めているから、必ずどこかで増加益に課税するというしくみになっていることが根拠になっている。

名城 租税法の授業では、長崎年金訴訟では、一部二重課税が認められたと先生が説明していましたが、これとは違うんですか？

光田 最高裁平成22年7月6日判決だね。そこで問題となったのは相続税法上、定期金給付契約に関する権利（相税24条）に当たる年金受給権だった。それと土地など増加益が含まれる資産とは別だというのが有力説なんだ。

名城 税法って難しいな～。僕はやっぱり常識が通じる法律家を目指そう！租税法は大学の単位がとれればいいや。

白木 そうやって敬遠してもダメよ。行政書士として活躍したいなら税についても知っておかないとね！



フランス歩けば～飛行機編～

ハプニングを楽しもう

岡崎支部 竹田 雅彦



「若い時の苦労は買ってでもしろ」というのが死んだ親父の遺言なので、私は外国旅行に出かける時には必ず外国のエアラインを利用している。若くなくなってしまった現在でも必ずそうしている。

旅行の楽しみといえばきれいな景色、おいしい食べ物、現地の人とのふれあいなどだろうか。外国のエアライン、特に目的地の国のエアラインを利用すると、成田やセントレアで飛行機に乗った瞬間から現地の人とのふれあいが楽しめる訳だ。

ある夏の日、私は成田発パリ行きの便に乗った。

「ボンジュール ムッシュ」頬紅をこれでもかというくらい真っ赤に塗りたくった、自分の母親くらいの年令と思われるCAがしわがれ声でお出迎えである。しかし、香水の強烈な香りを発しているので、目を閉じればそこには妙齢のご婦人がいるようにも思える。

搭乗するとすぐに知った顔を見つけた。日本で暮らすFくんは、夏休みを利用してフランスの実家への里帰りだという。彼と偶然の出会いを喜んでいると、「前の方の座席にもうひとりいるよ」と言うのである。その、前の方の座席に目をやると、なんとそこには共通の友人であるDくんが、葬式帰りのような顔をして座っていた。彼は最近日本人女性と結婚したばかりで、今一番幸せな時のはずである。「どうした。ヨメに逃げられたみたいな顔をして」と声をかけると、彼はとなりにいる女性をちらりと見た。

「ぼくの奥さんなんだ」「お、おお」

その最近結婚したばかりの奥さんがとなりに座っ

ていたのである。Dは親戚一同に奥さんをお披露目するために、初めて彼女を連れてフランスへ帰るのだという。ところがFから聞いた話では、Dの奥さんは、彼の親戚に会いに行くのが億劫で不機嫌だったらしいのである。それでDは奥さんのご機嫌を取るために気を遣って、自分も気乗りしないけど仕方がないんだという演技で神妙な面持ちでいたというわけだ。

友人と一緒に過ごしたことでパリまでのフライトはいつになく短く感じた。

午後2時過ぎにパリの空港に降り立った我々は、Dはニース行きの便へと乗り換えていき、Fと私は偶然にもマルセイユ行きへの乗り換えであった。しかし、Fは午後3時半の便で、私は午後5時の便であった。マルセイユでの再会を約束してFを見送った私は、とりあえず空港のベンチに腰をおろした。1時間ほど本を読み、そろそろかなと思い出発便掲示板を見上げた。すると私の搭乗便の横に遅延の文字があった。新しい出発時間は午後7時となっていた。

機中あまり眠らずにここまで来てしまったので、私はそのままベンチでウトウトとしてしまった。何分過ぎただろうか。再び掲示板に目をやると、出発時間がいつの間にか午後8時に変わっていた。

「ん？ 便名を間違えてないよな？」と思い搭乗券を見なおしてみる。間違ってはいない。理由も告げられないまま、あるいは何かアナウンスがあったのかもしれないが、私が寝ている間に搭乗便はどんどん出発が遅れていたのである。

退屈になった私はキオスクで雑誌や新聞を見たり、ブティックを冷やかしたりしてみた。30分ほどぶらぶらして先ほどのベンチへ戻ると、そこに私の席はすでになかった。航空会社の制服に身を包んだ客室乗務員たち数人が席を占拠して、大きな声で話をしていた。日本の空港ではお目にかかる光景だ。日本の航空会社の乗務員だったら、きっと客の目に入らないところで待機していることだろう。

彼女らの先にひとつだけ席を見つけた私は、狭苦しい空間に腰を下ろした。袋から先ほど買った自動

車雑誌を取り出して読もうとしたその時、グイグイグイっと大きなおしりが私の目の前に迫ってきた。「ん！なんだ？どうした？」と顔を上げると、遅れてやって来た客室乗務員の仲間が無理やり座ってきたのである。そこに残されたスペースは、どう見てもその大きなおしりを収納するには絶望的なサイズしか残されておらず、必然的に私は椅子のない空間へとはじき出されてしまった。航空会社の職員が客の椅子を奪ってしまうのである。これも日本ではできない貴重な体験だ。

座る場所がなくなってしまった、いっそゆっくりとブティックでも見てみたいところだが、いつ搭乗が開始するかもわからないので、あまり遠くへ離れる余裕もない。仕方なく所在無げに立ちつくし、雑誌と出発便掲示板とを交互に眺めていると、いつの間にか出発予定時刻が午後9時になっていた。

はたして今日中にマルセイユまでたどり着けるのだろうか。そんな不安が頭をよぎる。そういえば、カナダからパリに到着したものの、パスポートを紛失したために入国も出国もできなくなってしまった空港生活を強いられる「パリ空港の人々」という映画があつたなと思い出し、慌てて鞄の中を確認した。

気がつけば搭乗口周辺にはかなりの人が集まっていた。あたりを見回したところ、日本人は私だけのようだ。椅子を占拠していた乗務員たちは、いつの間にかいなくなっている。

人が動き始めた。ようやく搭乗開始のようだ。時間はすでに午後9時を過ぎていた。

キヨロキヨロしながら機内に乗り込むが、当然知った顔はない。「ホテル大丈夫かな」今夜のホテルはマルセイユの友人が予約してくれたところなので、電話番号を知らないし、地理もわからない。到着が遅れてキャンセルされてたらどうしよう。また不安がよぎる。

マルセイユ・マリニヤンヌ空港に到着したのは午後11時を過ぎていた。空港はガランとしていた。我々は期せずしてこの空港での本日最後の利用者となってしまったのだ。皆疲れた表情で重い足を引きずって、便名の表示されたターンテーブルにぞろぞろと向かう。荷物のターンテーブルは何本もあるのに、指定されたのはよりによって一番遠い端である。

5分、10分、15分と時間だけが過ぎていくが、ターンテーブルはコトリともいわない。しごれを切らした初老の男性が、ターンテーブルの出口にかかった分厚いビニールの垂れ幕をめくって、その中に向かって叫んだ。「おい！どうなってるんだ。この時

間なのにそんなに忙しいのか！」パチパチパチ。私はそのおじさんに心のなかで大きな拍手を送った。

その叫びに対する返事はなかったが、かわりにターンテーブルの上の便名表示がぱっと消えた。「ん？」そこにいた皆がそう思った。そして誰かが「あっちだ！」と声をあげた。「うー」声にならない大きなどよめきがあがる。あっちだと指さされた先は反対の端のターンテーブルだった。皆口々に文句を言いながら端から端まで歩いて行くと、そこには何事もなかったかのように、我々の荷物が、受け取る人もいないままベルトコンベアに載せられてぐるぐると虚しく回っていた。

他に到着便は1本もないのに、いったい何をどう間違うとこんなことが起きるのか不思議だ。

荷物を受け取り到着ロビーに出ると、大勢の人があつた。100人くらいはいるだろうか。皆出迎えの家族のようだ。再開を喜び合うのもそこそこに皆家族の車へと消えていった。到着ロビーは急に静かになった。そしてパパパッと照明も消え始めた。

「家族っていいなあ」普段考えもしない言葉が、思わず口からもれる。いや、そうじゃないか。ただ出迎えがいる人がうらやましいだけなのだ。

すでに日付は変わっていた。ひとり到着ロビーを出てタクシー乗り場へ向かう。しかし、そこには車の影もない。でも大丈夫。そこにはタクシー呼び出し電話という心強い味方があったのだ。受話器を上げるだけでタクシーセンターにつながり、即座にタクシーが駆けつけるというシステムになっているのだ。

「ズイー ズイー ズイー」フランス式の呼び出し音がなる。

「ん？」いったい今日何度目の「ん？」だろうか。1分たっても2分たってもまったく反応がない。「おおい！営業終了かよっ！」気分はささくれだつて、思わずさま一ずのような口調になる。

レンタカーの営業窓口ももちろん閉まっている。仕方なく来た道を到着ロビーへと戻る。暗闇の中、向こうから歩いてくる人影が見える。紺色のワンピースに赤いベルトを締めた中年女性のようだ。今乗ってきた航空会社の制服のように見える。

ひょっとして大きなおしりのあの人か？いや違う。もっと無愛想な顔をしている。

うーん、どうしようかなあ。いや、迷ってる場合ではない。私は勇気をふりしづり、暗闇の中でその怖そうな女性に声をかけた。

「あのー、オтель サントンドレまで行きたいん

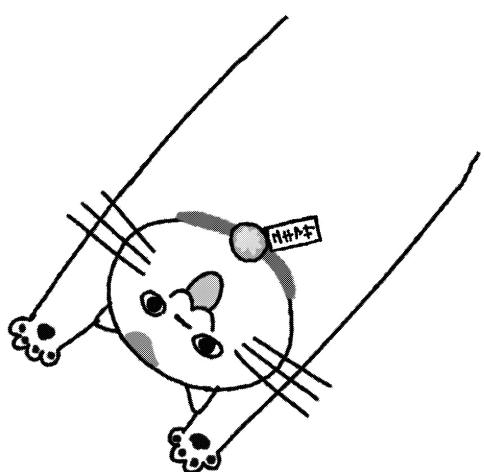
ですけどどうしたらいいですかね。もうタクシーも終わってしまったようで・・・」

私は自分でも気持ちが悪いくらいのしなを作り、思い切りかわいこぶって上目づかいで声をかけた。我ながらオエーである。しかし、仕方がない。マルセイユ空港の人になるかどうかの瀬戸際なのだ。

すると彼女は「そのオтельなら帰り道だから乗せて行ってあげるわ」と言った。さっきまで仁王像のように見えたその女性が滝川クリスティルのように見えてきた。狙い通りにことが進んでシメシメと思う気持ちを隠して申し訳ないという表情で、車がいな

くなった駐車場にポツンと佇む彼女の車に乗り込んだ。かなり年季の入った赤いプジョーはマフラーをパーンパーンいわせながら、結構なスピードで走りだした。聞けばやはり彼女は航空会社の地上職員で、仕事を終えて帰宅するところだった。

「あーの日あーの時あーの場あ所でえきーみーにあーえなかあたら~」と心の中で口ずさみながら、先ほどまでとは打って変わって陽気な気分で、真夜中のマリニヤンヌの街なかを駆け抜けていくのであった。

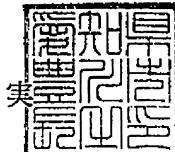


お知らせコーナー

27 豊農第2390号
平成27年9月14日

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣 様

豊川市長 山脇



農業振興地域整備計画の変更（除外・編入・用途区分の変更）申出受付
の中止について（通知）

日頃は本市の農業振興にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、本市では平成27年度から平成28年度にかけて、農業振興地域整備
計画の見直しを進めており、この見直し作業に伴い、下記のとおり農用地利
用計画変更（除外・編入・用途区分の変更）個別の変更案件の申出受付を中
止いたします。

つきましては、ご承知おきいただくとともに、各会員のみなさまにお知らせ
いただきますようお願ひいたします。

記

1. 除外受付中断案件
 - ・平成28年度10月期案件
(平成28年5月～7月事前相談、8月末本申出分)
 - ・平成28年度1月期案件
(平成28年8月～10月事前相談、11月末本申出分)
2. 事前相談書受付中断期間
平成28年4月29日（金）～10月31日（月）まで

連絡先： 豊川市産業部農務課農地係
電話：0533-89-2138 内線1364

農振除外の受付を 中斷します

平成27～28年度の2か年にわたる農業振興地域整備計画の見直しにより、除外の受付を中斷いたしますので、ご承知おきください。

・除外受付中止案件

平成28年度10月期案件

(平成28年5月～7月事前相談、8月末本申出分)

平成28年度1月期案件

(平成28年8月～10月事前相談、11月末本申出分)

・事前相談書受付中斷期間

平成28年4月29日(金)～

10月31日(月)まで

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初步の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 平成27年11月5日(木)、12月7日(月)

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成27年11月18日(水)

時 間 午後1時30分

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について

法人経営部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後1時から午後4時30分まで

平成27年11月1日

会員各部

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

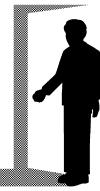
該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】

支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

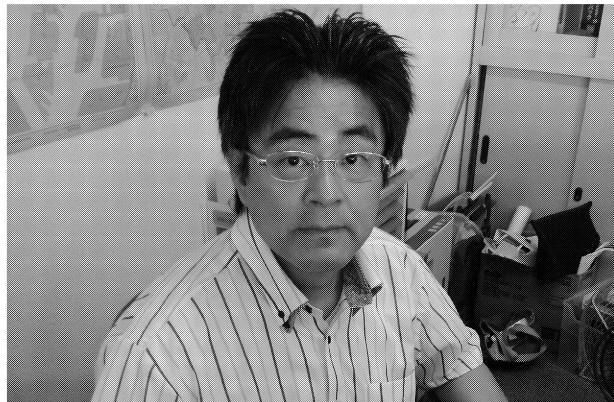
愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記



名古屋支部 外園 薫 会員

会報委員 森田 英樹



いつも会報あいちをお読みいただきありがとうございます。今回の会員訪問記は「名古屋支部」が担当いたします。取材日は8月ですので、非常に暑く、名古屋では日中35度を下回る日が少ない時期でした。会報は11月に掲載されますから、「あのころは暑かったなあ」と思い出していただけなのではないかと思います。そんな暑い中インタビューを受けていただいたのは外園薰先生です。

外園先生の事務所は名古屋入国管理局から徒歩10分ぐらいの場所にあり、主に風営、入管、建設、産廃関係を取り扱っておられます。前年度は本会の国際・私法部常務理事に就任されており、名古屋支部で入管業務に精通している方と言えば、外園先生の名前が挙がってきます。入管業務の研修の講師もされていたので、入管業務について、わかりやすく教えていただけました。

●行政書士で苦労した事は何ですか？

創業当初半年間はほとんど仕事がない状態で大変苦労されたそうです。そのため営業に力を入れ、2年目からは順調に売り上げが伸びていったそうです。また、創業当初はわからないことが多いため、積極的に研修会に出席したそうです。又、お酒が好きだったため懇親会も楽しみの一つだそうです。

初めての業務は先輩に教えてもらうこともあり、「行政書士間のつながりはとても重要」と、おっし

やっていました。

●行政書士でうれしいことは何ですか？

行政書士の仕事は、「人」に注目されるため、お客様が自分の所に来ていただける事や信頼関係が築けているので、他所にうつらないことがうれしいことです。

●思い出に残る仕事は何ですか？

とある仕事をしていて、そこの住所に行ってみると立派な家に監視カメラがやたらについており、いかつい男性に声をかけられて何やらあったようです。詳しくは懇親会などで外園先生に直接聞いてみると良いと思います。昔のおおらかな時代の話が聞けてとても面白く興味深い話を聞いていただきました。

●若手の方に言いたいことは

入管の仕事は人の人生に携わる仕事、責任感を持って仕事をすること、また、申請者のこれから指導や助言を与えることも重要。申請者が道をはずすことにならないように指導、助言を与えることは、社会貢献につながることになると教えていただきました。

●もし7億当たったら？

7億円当たったとしても仕事をやめる事はなく、行政書士を続け生涯現役でいる。

●趣味は何ですか？

ストレス解消はお酒でしたが、体に負担がかかるので、今は、整体マッサージでストレス解消。趣味は読書で、司馬遼太郎や歴史小説ものなど。物理の本、特に宇宙関連は楽しく読まれているそうです。

●成功する秘訣は何ですか？

成功する秘訣は、やめない事。新人さんは恐れずに先輩に相談や業務の話を聞きにいこう。

ご多忙中にもかかわらずご丁寧なお話をいただき、ありがとうございました。外園先生の一層のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

支部だより

海部
支部

第1回支部研修会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成27年7月22日(水)
 午後6時30分～8時30分
 場 所 津島市生涯学習センター
 講 師 松葉 豪先生
 テーマ 『交通事故における自賠責請求手続き及び示談書作成について』
 出席者 20名

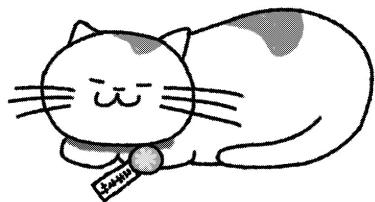


今回の研修は、海部支部で交通事故業務に携わっておられる、松葉豪先生に講師となって頂きました。交通事故と言えば弁護士の先生方が多く活躍する業務領域の様に思われますが、その中で行政書士がどのように活躍できるのか、研修会の題材としても交通事故業務は珍しい部類であり、楽しみにしておりました。

通常、一般の方が交通事故を経験するのは、生涯を通して1・2回位かと思います。車を運転する以上、ほとんどの方が任意保険へ加入されていると思いますが、事故発生時にその任意保険と自身との関係や、どの様に立ち回るのが自身の助けとなるのか、詳しい方は一握りではないでしょうか。

どのような業務も、短い時間の中で全体像を説明するのは難しい事だと思います。交通事故は民事と刑事の面があり、一層大変だったと思いますが、要点を掲げてお話しして頂けました。

業務事例として、自賠責への請求・後遺障害に関する手続き。業界としても注意が必要な示談書の作成上の注意点など、非常に参考になるお話を聞いて頂きました。講義後も多くの方から質問があり、活況な研修会になりました。



中央
支部

第一回土地利用 業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成27年7月23日(木)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 27名

講 師 鵜飼 徳一会員（一宮支部）

テマ 『市街化調整区域の住宅の建築について（専用住宅の許可）』



今年度土地利用業務部会では、一宮支部の鵜飼徳一会员に講師をお願いし、2回シリーズの研修会を企画しました。「市街化調整区域の住宅の建築について（専用住宅の許可）」を共通のテーマとし、住宅の中でも特に“専用住宅の許可”に特化しました。

そして、その第一回目の今回は、まずは基本事項を学びました。鵜飼会员の取り扱う土地利用業務の中でも、圧倒的に市街化調整区域に建築する戸建ての専用住宅の許可が多いということで、なかでも農地に専用住宅（分家住宅）を建てるといったパターンが最も多いそうです。

それを踏まえ、

1、開発許可申請（あるいは建築許可申請）

2、農地転用許可申請

以上の2つの許可に軸を置き、お話をいただきました。

それぞれの要件や関係法令などポイントを絞って詳しく説明していただき、大変わかりやすく、ためになる講義をしていただきました。

研修会後は懇親会の場所に会場を移し、鵜飼会员を中心に和気あいあいと交流を深めることができました。

次回は鵜飼会员の実務経験を交えた、より実践的な講義内容になる予定です。

昭和
支部

国際私法部研修会 ・国際私法部会

会報委員 古田 祐史

日 時 平成27年7月28日(火)

午後3時30分～5時30分

5時30分～8時30分

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

講 師 三神 百合会員

テマ 『在留資格「技術・人文知識・国際業務」
該当性の見極めのポイント』

出席者 14名（国際・私法部会12名）



平成27年昭和支部の第2回研修会は、幹事の三神百合会員が講師となり、初心者向けの入管業務について行われました。

三神講師が常々言っていた通り、一方通行の講義形式ではなく、講師と出席者が討論するようなディスカッション方式で行われました。

三神講師は穏やかな口調で説明しながらも、出席者からの質問や疑問には、はっきりと答え、入管業務のベテランとしての風格を感じさせました。

またレジュメも問題形式になっていたり、実際に申請書を書いてみたりと出席者を飽きさせない工夫がしてあり、実際2時間の講義があつという間に過ぎた感じがします。初心者でも入管業務をやってみようと思わせる内容でした。

研修が終わると、国際・私法部会（親睦会）が開かれました。部会の会場は前回と同じではいけないという不文律があるため、担当者は大変だと思います。しかし出席する会員はそんなことはお構いなしに、大いに盛り上がり、さんざん食べて飲んでおりました。親睦会といえども毎回異なる会員と話すことによって、今まで以上に親しくなり、昭和支部はますます結束して行くことでしょう。

0
知多
支部

初心者研修第1回

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年7月28日(火)

午後5時30分～6時 受付開始

6時～8時 研修

8時～8時30分 質疑応答

場 所 アイプラザ半田 第4会議室

講 師 知多支部 蟹江 公明会員

テ マ 『事実証明に関する業務(相続・遺言)』

出席者 15名



知多支部では、初心者研修として、行政書士業務全般に渡って、広く浅く（時にはディープに）行っています。今回は、今年度第1回目ということで、『相続・遺言業務に関する基礎研修』を行いました。講師は、知多支部の蟹江公明会員です。

相続については、I 相続、II 相続人、III 遺産の分割等々、さまざまな事例を使って、分かりやすく説明していただきました。

また、遺言については、I 遺言、II 遺言の方法、III 遺言の効力、IV 遺言の執行、加えて、遺言の作成までをご教授いただきました。さらに遺産分割協議書作成の手順へとすすみ、特に注意すべきことなどをご教授していただきました。

最後に質疑応答となりました。

夜間の開催にも拘わらず、15名の会員が参加してくださいました。

0
一宮
支部

創業支援セミナー開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成27年7月29日(水)

場 所 iビル（尾張一宮駅前ビル）2階大会議室

出席者 29名



一宮支部では去る7月末、独立して新しく事業を始めたい方や、地域に貢献する個人事業を法人化したい方などを対象にした創業支援セミナーを開催しました。当セミナーの開催にあたりましては、日本政策金融公庫一宮支店および、一宮商工会議所からご協力を頂きました。

平松支部長の開会挨拶が済むと、一宮支部今川裕樹会員による講義「自社の強みを見える化しよう」に移りました。これは、自社をアピールするための知的資産などを書き出して説明資料を作成、具体的な分析によって自社の「強み」を知ってもらうという内容でした。

次に政策金融公庫の伊丹様より、「創業を取り巻く状況、基礎知識、融資制度」についてのお話がありました。一宮支店長の牧山様からも補足説明などを頂きました。また、一宮商工会議所の馬場様からは、商工会議所で行なっているビジネス支援についての説明がありました。

セミナー終了後の個別相談会には、2件のご相談を頂きました。

初めての試みでしたが、創業を考えている方のために具体的な説明が出来、有意義なセミナーが実現したと思います。

〇
西北
支部

「無料相談会」研修

会報委員 森越 靖

日 時 平成27年7月31日(金)

午後6時～8時

場 所 名古屋市西生涯学習センター

講 師 横井 豊会員、服部 善一会員

テマ 『無料相談会において相談を受ける上での心構えと注意点』

出席者 14名



西北支部では、定期的にエリア内の各市役所において無料相談会を開催しております。今では相談件数も増加傾向にあり、内容も濃くなってきてることから、相談員の増員、育成を目的に今回の研修が開催されました。

第1部では、横井先生による「相談員の心構え」についての講義でした。大半が相続案件であることから、業務範囲、公平中立の立場、そして秘密保持義務を厳守することが改めて確認され、また、相談員としての能力向上の為、各自において法律知識や一般知識等を積み重ね、自己研鑽に励むことが必要であるとお話をいただきました。

続いて、第2部では、服部先生により実際の相談事例を取り上げ、回答例を詳しく示していただきながら、相談者がどんな気持ちで、何故相談に来たのかを汲み取ることや、状況把握の為よく耳を傾けることの大切さを教えて下さいました。

今後も地域市民に頼りにされる充実した相談会となるよう、参加会員全員の意識が高まった研修会となりました。

〇
一宮
支部

「暑気払い」 支部夏季懇親会

会報委員 林 麗子

日 時 平成27年7月31日(金)

午後6時～

場 所 和食「扇矢」

出席者 30名



猛暑続く7月の末日、一宮支部夏季懇親会「暑気払い」が開催されました。会場は昨年と同じ、一宮市役所お隣の和食店です。平松新支部長の挨拶のあと、一宮市議会副議長を務めていらっしゃる和田弥一郎会員から挨拶ならびに乾杯の発声をいただき、いよいよ100分飲み放題が始まりました。車で来場されたのでしょうか、ノンアルコールビールやウーロン茶の先生もみえる一方で、好対照に乾杯から間もなくお酒に切り替えるツワモノの先生もいらっしゃいました。

このような懇親会は、支部内での活発な意見交換や円滑な情報交換が出来るよう、会員相互の親睦を深めるのが目的です。年齢の若い会員同士、支部役員同士、また趣味の似た会員同士が活き活きとした表情で歓談している様子があちこちで見られました。

宴もたけなわなところでしたが予定の時間も迫り、鵜飼超会員の中締めでお開きとなりました。ここに掲載しました集合写真、会の楽しさが伝わってくるように感じませんか？ぜひ来年もこのように楽しく有意義な集まりに参加したいと思いました。

0
知多
支部

初心者研修第2回

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年7月31日(金)

午後5時30分～6時 受付開始

6時～8時 研修

8時～8時30分 質疑応答

場 所 アイプラザ半田 第4会議室

講 師 知多支部 蟹江 公明会員

テマ 『行政書士業務・土地に関する業務』

出席者 17名



第2回目の初心者研修は、『土地利用研修会（基礎編）』です。講師は、前回と同じく、知多支部蟹江公明会員です。

行政書士の職務として、行政書士法第1条の2及び第3条の3に規定する業務とありますが、具体的にはどのようなことができるのか？というところから研修は始まりました。

今回は、土地に関する業務がメインでしたので、代表的な許認可業務には、どのようなものがあるのかを、ざっくりと説明されました。

- ① 農地関係業務
- ② 都市計画関係業務
- ③ 森林関係業務
- ④ 道路・河川・水路関係業務
- ⑤ 砂防・地滑り・その他災害防止関係業務
- ⑥ 自然公園法関係業務
- ⑦ 国土利用計画関係業務

そして、土地に関する主な法令に基づいて、どのような許認可・手続き等があるかを、事例を交えながら説明されました。その後、質疑応答が行われ、暑い夜の熱い研修が終わりました。皆さん、お疲れさまでした。

0
尾張
支部

運輸交通部 実務者会議

尾張支部 丹羽 友道

日 時 平成27年8月1日(土)

午後3時～5時

場 所 まなび創造館 多目的室2

テマ (1) 中部運輸局自動車技術安全部管理課との意見交換会の報告

(2) 業務相談会

(3) 意見交換会

参加者 10人



尾張支部の運輸交通部実務者会議が、小牧市まなび創造館にて開催されました。

尾張支部では、従来の研修会だけではなく、実務者にとってより有益な情報交換の場を設けていきたいとの方針から、今回の会議の開催となりました。したがって、その内容は会議という形にとらわれず、実務を深く理解するための勉強会となりました。

最初に、本年2月に行われた、中部運輸局自動車技術安全部管理課との意見交換会の報告がありました。自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)に、行政書士がどのように関わっていくのか、現状と今後についての意見交換がされました。特に平成29年より開始予定となっている“中間登録業務”に関しての関心が高く、多くの意見が出されました。

次に運輸交通部に寄せられた質問、相談について回答、及び意見交換が行われました。相続業務の中での、自動車登録手続の進め方の詳細な解説もあり、実務上非常に興味深い内容となりました。業務に関する質問、相談に関して、一方的に回答するだけではなく、参加者から多面的な意見が出されたり、派生的な話題に触れたりと、非常に内容の濃い時間と

なりました。

最後に今後の活動方針についての話し合い、意見交換となりました。

この日は最高気温が38度を超えるような猛暑日で

した。それにもかかわらずご参加いただきました会員の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

名南
支部

『新規業務研修』

名南支部研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成27年8月5日(水)

午後5時30分～8時

場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

出席者 28名



昨年3月31日に続いて本年も特別企画として、新規開拓の指針となるべく行政書士業務のガイドラインを10人の講師に10分から20分位の所要時間に重要なポイントの講義を実施して頂きました。

講師は長峰会員、石川支部長、山本篤副支部長、三好会員、鰐部会員、川崎会員、安江会員、頬田会員、川津会員、六鹿会員（名古屋支部）にて、テーマは「特定行政書士」、「記帳代行・補助金」、「土地利用関連」、「成年後見」、「相続・遺言」、「会社設立・定款」、「風俗営業・飲食業許可」、「建設業許可」、「入管・外国人関係」、「産業廃棄物処理業許可」にわたる内容において、講義時間は非常に短かかったものの、概要、作成手順、根拠さらに計算に関わるプロセスは次回からの月例研修会で具体的かつ各自の疑問点の質疑応答を行えればと思います。予定より30分の延長となり、午後8時に終了しました。その後、場所を移動し、懇親会にて次回以降の研修予定や他支部会員からの参加希望などで話が盛り上がり、午後10時過ぎ散会しました。

東名
支部

暑気払い

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成27年8月7日(金)

午後6時～8時

場 所 サッポロライオン名古屋ビル浩養園

出席者 11名



暑さの厳しくなるこの時期、東名支部では例年通り『暑気払い』が行われました。

今年の会場はビアガーデン「浩養園」でした。

当日は雨も降らず、8月にしては涼しい天気の中、11名の会員が参加しました。

会は岩永支部長より開会のご挨拶をいただき、乾杯により始まりました。

屋外で飲むビールはとてもすすみ、夏の暑さに負けぬよう鋭気を養いました。

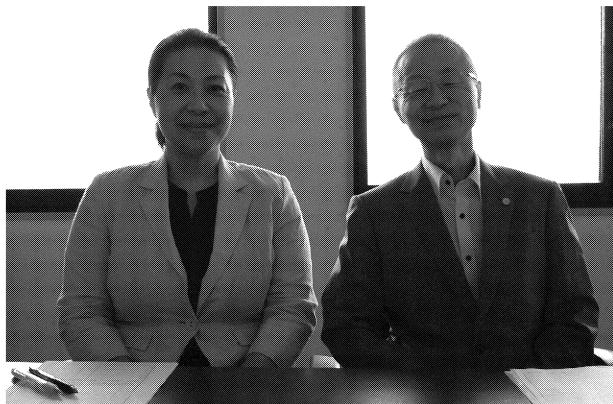
会員同士の交流も深まるなか、大いに盛り上がりお開きとなりました。

昭和
支部

日進市 無料相談会8月

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年 8月10日(月)
 午後1時30分～4時5分
 場 所 日進市役所 4階相談室
 相談員 小島 太会員 福本 清美会員
 相談者 4組(7人)



日進市で毎月行っている相続・遺言に関する無料相談会は今年の7月までは3組まででしたが、好評につき、8月からは4組までとなりました。今日はいきなり4組、7名の方が相談に来て頂き、幸先の良いスタートとなりました。

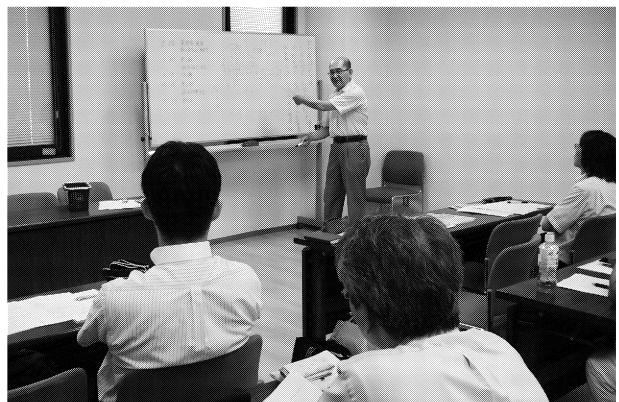
相談員は話題豊富なお二人、小島太先生と福本清美先生という絶妙のコンビでした。

昭和
支部

法人経営部・ 法人経営部会(1)

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年 8月24日(月)
 午後3時20分～4時20分
 場 所 天白スポーツセンター2階第4会議室
 講 師 鈴木 裕己会員
 テーマ 『銀行入門の入門』
 出席者 24名(法人経営部会20名)



平成27年、昭和支部第3回目の研修会は、法人経営部の研修会として、2部構成で行われました。

第1部は去年登録されたばかりの鈴木裕己会員を講師に迎え、34年間勤められた銀行員時代の貴重なお話を聞くことができました。

「都市銀行は何行あるか？そしてその名称は？」という常識ながらも案外答えられない事から、銀行の三大業務（預金、貸出し、為替）の説明、1円でも計算が合わなかったら自宅には帰れない、銀行員は融資をしたいが外回りは禁止されていたため、融資希望のお客さんが来るのを待つしかなかったというジレンマ、出入り口に置いてある植木の高さで銀行強盗の背丈を測っていたなど、銀行員の苦労をユーモアな口調で話されました。

また初めて事業資金を借りたい場合は、信用保証協会を通して取引銀行に斡旋してもらえば大変有利になる事も教えて頂き、数年前に人気を博したテレビドラマ「半沢直樹」のように監督官庁による銀行への検査・考查が毎年あるため、検査担当者だった鈴木講師は監督官庁の人達がいつ本店その他の支店にやって来るのか、あらゆる手段を使って情報を手に入れたなど、面白くてタメになる話が満載でした。

昭和
支部

法人経営部・ 法人経営部会(2)

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年8月24日(月)

午後4時30分～5時30分

場 所 天白スポーツセンター2階第3会議室

講 師 鈴木 延尊会員

テーマ 『融資支援業務～日本政策金融公庫融資の
初步』

出席者 24名（法人経営部会20名）



法人経営部の研修第2部は、会社設立、建設業許可等で活躍されている鈴木延尊会員による、日本政策金融公庫を利用しての創業融資支援業務がテーマでした。鈴木延尊講師もかつて銀行員だったため、銀行員の立場からどのような事業計画書を書けば融資を受ける事ができるか熟知しており、創業融資獲得のポイントを教えていただきました。

新創業融資制度は平成26年に融資額の上限、自己資本要件等が大幅に緩和され、融資の上限は従来の1500万円から3000万円に、自己資本要件は総創業資金の3分の1以上から10分の1以上で良いことになっています。

鈴木延尊講師は融資獲得の前提として、自己資金の有無、資金使途と返済財源、創業計画書の三つを挙げ、これらの融資担当者への説明の仕方、書き方などをレクチャーされました。

まず上記三つを示すためには、必ずエビデンス（証拠、根拠等・今回の場合は通帳、請求書、領収証、売買計画書等）が必要であり、特に創業計画書を書く場合には、融資担当者が上司に融資した言い訳をしやすいように、根拠を沢山盛り込む事が肝心だという事でした。1時間では短すぎる講義だったと思います。

尾張
支部

第1回 国際私法部研修

尾張支部 河津 真子

日 時 平成27年8月25日(火)

午後6時～8時

場 所 スペースパレッタ

講 師 株式会社BAMC associates 小林 幸司様

テーマ 『行政書士として最低限知っておくべき
新・相続税法の知識』

出席者 24名



平成27年度第1回尾張支部国際私法部研修会が8月25日、勝川駅前のスペースパレッタにおいて開催されました。講師は（株）BAMC associatesの小林幸司さんにお越しいただき、「行政書士として最低限知っておくべき 新・相続税法の知識」と題して講義を行っていただきました。

今回の改正により“基礎控除額が大幅に減額される”ことから、これまで一部の富裕層以外は無縁とみられていた相続税の課税対象が、今後は一般の生活者世帯にまで広がることが予測されます。対策を怠ったまま、莫大な相続税を課税されてしまう可能性もないとはいえないわけです。

研修では平成27年1月1日税制改正後の計算方法で具体的にシミュレーションを行い、税制改正による増税額を確認しました。

また、“生前贈与”、“教育資金贈与制度”、“生命保険への加入”など節税対策についても具体的にお話いただき、今後の実務に直結した非常に参考となる研修会でした。講義中では、遺産分割の訴訟割合を金額別に見た場合、5千万円以下の財産金額の方の占める割合が実に全体の70%以上であることが分かりました。遺産分割で揉めて、訴訟へと発展しないためには、遺言書の作成準備を始めとして、相続全般をできるだけ早くから考えておくこと、そして私たち行政書士が的確なアドバイスをすることが重要であると感じました。

0
知多
支部

初心者研修第3回

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年8月25日(火)
 午後5時30分～6時 受付開始
 6時～8時 研修
 8時～8時30分 質疑応答
 場 所 アイプラザ半田 第4会議室
 講 師 知多支部 蟹江 公明会員
 テーマ 『建設業・産業廃棄物・会社法に関する業務』
 出席者 11名



初心者研修3回目です。この夜は、台風15号の影響で、建物が揺れるくらいの風が吹いていました。

蟹江先生は、雨にも負けず、風にも負けずに集まった会員たちを前に、「建設業」の目的とは何ぞや?というところから、研修を始められました。

今回の研修もそうですが、知多支部の初心者研修会では、書類の書き方ではなく、仕事の概要の説明に重きを置いています。“許可の目的”、“都道府県知事許可”と“国土交通大臣許可”的違い、“一般”と“特定建設業許可”的違い等々。基本的なことから、書類を揃えるまでの注意事項。さらには、次の仕事につなげるためのノウハウまで、惜しげもなくご教授いただきました。中でも、「産廃の処理業」の話が、とても興味深かったです。

本来なら、「建設業・産業廃棄物」に続いて、「会社法」まで勉強する予定でしたが、前二つの説明だけで、質疑応答の時間までかかってしまったため、「会社法」は後日ということになりました。外が大荒れということもありまして、今回は時間を延長することもなく、終了しました。風に吹き飛ばされる危険を冒しても、参加する価値のある研修でした。

0
西北
支部

「職務上請求書」研修

会報委員 森越 靖

日 時 平成27年8月26日(水)
 午後6時～8時
 場 所 名古屋市西生涯学習センター
 講 師 西堀 俊徳会員
 テーマ 『職務上請求書の取り扱いについて』
 出席者 13名



愛知県行政書士会副会長であります西堀俊徳先生による研修会が開催されました。

先ず本題に入る前に、行政書士法の「業務」、そして行政書士倫理についての確認があり、それらを踏まえ、今回のテーマである「職務上請求書の取扱いについて」の講義を、豊富な資料を基に解説していただきました。

講義の中では、“利用できる業務”、“できない業務”を明確にした上で、見本を使いつつ一つ一つの項目毎に何を記入すべきか、どこにレ点を打つべきかなど、細部にわたり説明していただき、新入会員にも分かり易いものだったと思います。

特に、業務の種類毎に記載方法を例示していただいたことで、間違いのない正確な記載ができるようになったのではないでしょうか。

「職務上請求書の使用は、戸籍法及び住民基本台帳に規定があり、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度」であること、「そのため、高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められる」ことから、その使用には常に神経を使うことになります。しかし、適正な使用及び厳格な取扱いが出来さえすれば、まさしく利便性の高い制度ですので大いに活用すべきであると感じました。

昭和
支部

第3回 市民法務研究会

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年8月26日(水)

午後2時～4時30分

場 所 天白スポーツセンター2階第3会議室

出席者 15名



相続・遺言業務について勉強する第3回市民法務研究会が行われました。

今回は土地家屋調査士でもある佐保克彦会員が昭和支部の指定テキスト、「行政書士のための遺言・相続実務家養成講座・竹内 豊・著・税務経理協会」の第2章、「トラブルを回避して円滑に業務を遂行する肝」と第3章の初めの部分を要約し、佐保先生なりに同意や疑問を呈しながら発表しました。

そして佐保先生の疑問を基にして出席者全員で検討しました。

負担付遺言や寄与分、職務上請求書の取り扱い、依頼者を「動かさない」事を前提にしながらも、あえて依頼者に動いてもらった方が良い場面もあるのではないか?等について議論しました。

東三
支部

平成27年度法人経営・運輸交通部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

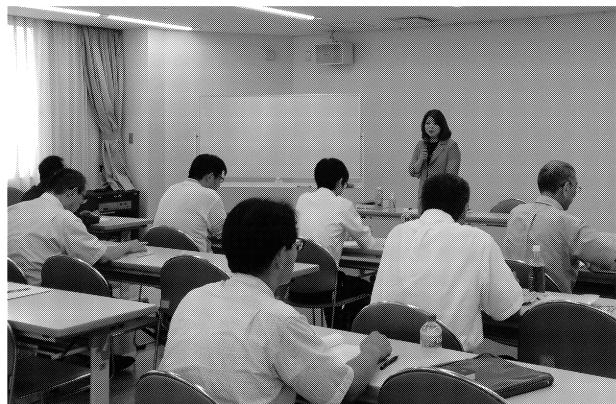
日 時 平成27年8月26日(水)

場 所 豊橋市民センター(カリオンビル)4階中会議室

講 師 久野 真枝副会長

テ マ 『一般貨物自動車運送事業経営許可申請について』

出席者 18名



8月26日、豊橋市民センター(カリオンビル)にて、本年度より二つの部会を統合して発足した、東三支部法人経営・運輸交通部会の第1回研修会が、本会久野真枝副会長を講師としてお迎えし、開催されました。

今回の研修は、「一般貨物自動車運送事業経営許可申請について」をテーマに、申請の処理方針を定めた中部運輸局の公示の詳細確認から始めていただきました。

前半は、公示における許可要件と、それに対する適合基準を審査項目に沿って見つつ、平成25年12月1日の申請から、資金要件が従来の「自己資金50%以上」から「自己資金100%以上」となった反面、その内訳が緩和された点を、近年では最も大きな改正点として説明いただきました。

後半は、書類作成の具体的な手順、注意点等を、実際の申請書書式を用いてお話しいただきました。

最後は追加資料として添付書類一覧表の閲覧と、質疑応答を経て終了となりました。

本許可申請の概要、詳細な点はもちろん、実務を行う上で、考えられる具体的な点まで網羅していくだいたい、非常に実りある研修となりました。

研修会終了後は、有志による懇親会が和やかに行われました。

0
東三
支部

平成27年度 第2回支部研修

会報委員 水野 悠

日 時 平成27年8月28日(金)
 場 所 豊橋市民センター(カリオンビル)5階大会議室
 講 師 市川 雅敏支部長及び各業務部会長
 テーマ 『新人基礎研修』
 出席者 会員18名(役員除く)



8月28日、豊橋市民センター(カリオンビル)にて、登録3年未満及び前回平成24年8月開催の同趣旨の研修会に参加していない会員を主に、第2回支部研修として新人基礎研修が開催されました。

まず市川雅敏支部長による行政書士倫理を中心とした講義から始まり、業務全体の流れの中で気を付けるべきこと、申請における「代理」と「代行」の違いといった点についてお話をいただきました。

続いて、建設環境、国際・私法、法人経営・運輸交通及び土地利用各部会の部会長による業務内容の紹介、及び各部会が担当する業務を行う上での注意点等々をお話をいただきました。

最後に、青山貴洋副支部長から“職務上請求書を使用する際の注意点”を、実例を確認しつつお話をいただきました。

私自身、前回開催の支部主催の新人研修に参加できなかったこともあり、行政書士として大切な倫理を再確認するとともに、開業当時を思い出し、気持ちを新たにすることができた、貴重な研修となりました。

研修会終了後は、会場を移して懇親会が開催されました。参加者全員のユニークな自己紹介を挟みつつ和やかに進み、終了後はさらに有志による二次会となりました。

0
知多
支部

平成27年度 支部研修旅行

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年8月30日(日)
 場 所 『銀閣寺・哲学の道と川床料理・京都散策』
 出席者 66名



今回、知多支部では、例年よりも早く支部研修旅行を開催いたしました。秋が深まるにつれ、さまざまな行事が行われるため、“清水の舞台から飛び下りる”つもりで、この夏休み最後の日曜日に決行した次第です。場所も京都貴船と、予算も思い切りました。

その甲斐あって、天気は小雨が降る程度でしたし、銀閣寺も思ったより空いていてラッキーでした。メインの川床料理は、貴船神社からもう少し奥まった場所にある『左源太』というお店でいただきました。給仕をしてくれた人によると、ここは川自体が大変なパワースポットで、いわば、清流ならぬ青龍の上にいるわけなので、エネルギーをもらって帰ってくださいということでした。ついでに、次に行く錦市場では、『すぐき』というお漬け物がおいしいというので、お土産に買ってみました。味は高山の赤かぶ漬けに似ていて、しゃっぱいというよりは、酸っぱい感じでしたが、大変おいしかったです。

錦市場を後にして、井筒八橋のお店に寄った一行は、ここで八橋を購入して、帰路につきました。帰り道は、渋滞で時間がかかったのですが、そのおかげで、いつもは途中までしか観ることができない車内のDVD映像を最後まで観ることができました。お別れにガイドさんが『なごり雪』の替え歌を歌ってくれたのが印象的でした。♪…今、夏が来て、君はきれいになった。買い物しすぎて、財布もきれいになった～♪ 大爆笑の内に、バスはそれぞれの車が待つ駐車場に帰って来ました。お疲れさまでした。

〇
一宮
支部

第1回法人経営 部会研修会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成27年9月2日(水)

場 所 アイプラザー宮

講 師 社会保険労務士 岩田 健一様

テーマ 『そこが知りたい！行政書士のためのマイナンバーセミナー』

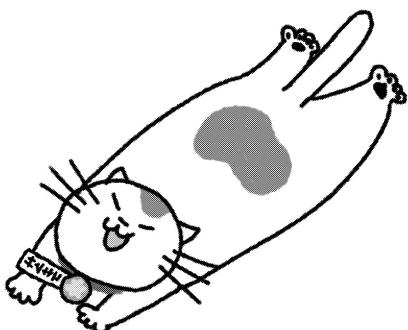
出席者 19名



マイナンバーとは、本年10月から導入される、税と社会保障の手続に関する番号制度においての、国民一人一人がもつ12桁の個人番号をいいます。関係法令名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」であり、個人情報保護法の特例です。

マイナンバーの概要と潜在する危険、罰則について説明を頂いたのち、民間事業者とマイナンバーの関わりについてお話をいただきました。事業者は、源泉徴収票の作成や、年金や各種保険の手続き上、従業員などのマイナンバーを取り扱うことになります。取得したナンバーの安全な管理はもちろんのこと、利用目的の通知、社内規定の作成と周知、関連する業務はないかの洗い出し作業が必要となってきます。これらについて密接なのは社労士業務ではありますが、私たち行政書士も成年後見業務や許認可の場面においてマイナンバーと関わりをもつことが充分考えられます。正しい知識に基づいた対応をしっかりと取れるようにしていかねばなりません。

印象に残りましたのは、「マイナンバー＝フグの毒」という喻えです。事業者等は、マイナンバーを扱うたびに、いちいち施錠できる保管庫にしまわねばならない（フグの場合は内臓だそうですが）。それほどに厳重な管理が求められるものなのです。この喻えからよりいっそう、従業員を抱えた事業者だけでなく、個人個人もまた扱いに充分留意せねばならないと感じました。



名古屋
支部

第2回支部研修

会報委員 森田 英樹

日 時 平成27年9月4日(金)

場 所 ウインク愛知

講 師 C&Cパートナー 鈴木 一恵

テマ 『コミュニケーションスキルアップ研修』

出席者 15名



会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今回の名古屋支部の研修は「コミュニケーションスキルアップ研修～交流分析を使って～」です。

なぜか話がかみ合わなかったり、対立してしまったりしてしまうのは、お話しする相手の事を考える事ができずにいることが要因です。

そのため、まずは自分の分析を行い、振り返り、その分析をコミュニケーションに活かしていく手法を学びました。

普段は行政書士業務の研修が多いですが、コミュニケーション研修もすべての業務につながる根幹です。非常に有意義な時間を過ごす事ができ、出席された方のスキルアップができたと思います。

その後、懇親会にて皆様コミュニケーション能力を大いに発揮されていましたので今回の研修は“大成功”と言えるでしょう。

知多
支部

初心者研修第4回

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年9月4日(金)

午後5時30分～6時 受付開始

6時～8時 研修

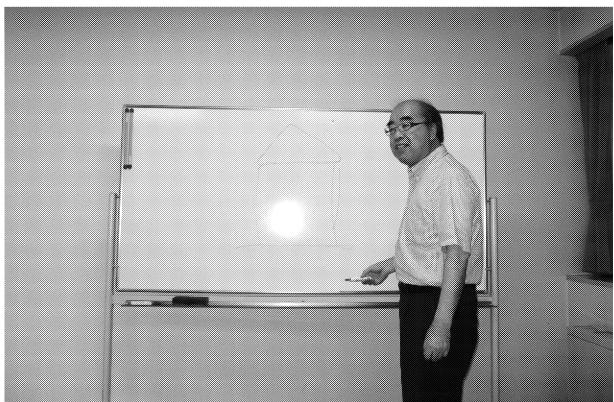
8時～8時30分 質疑応答

場 所 アイプラザ半田 第4会議室

講 師 知多支部 蟹江 公明会員

テマ 『権利義務に関する業務』

出席者 12名



初心者研修4回目です。今回は、「契約・内容証明」に関しての研修でした。

まずは、この中で内容証明を作ったことがある人はいますか?の質問から始まりました。そして、内容証明を仕事として受ける前の注意点を、いくつか説明された後、“そもそも、契約とは何ぞや?”と、また質問が飛んできました。「契約をする場合、例えば土地などの場合、売主、買主、どちらが債務者で債権者でしょうか? どちらもだよねえ。契約書を作る場合は、トラブルが起きた時に、双方が満足するところまでを、盛り込んだ内容の契約書を作る。色々な事態を想定して、所有権が移転するまでを、きちんと書類にすることが大事。」と、懇切親切丁寧にご教授いただきました。

研修内容は、先に挙げた契約、内容証明の他、贈与、売買交換、消費貸借、借地借家法と盛りだくさんでした。それぞれに興味深いお話をうかがうことができ、大満足です。

最後に、自分を安売りせずに、きちんと報酬をいただくことが大切と仰られました。これから行政書士として、仕事をしていく初心者たちに、ぜひ頑張ってほしいと、研修は終了しました。

尾北
支部

平成27年度 研修旅行

会報委員 伊藤 千勢

日 時 平成27年9月5日(土)～6日(日)

行 先 『鎌倉・横浜・東京』

参加者 18名



今年はお盆明けから台風や前線の停滞により雨が続いており、当日のお天気が心配でしたが、朝起きると久しぶりのお日様。今年も参加者の心がけがよかったです。

定刻に出発し、バスは順調に進んで行きましたが、関東までは思ったより遠く、最初の目的地「鎌倉の大仏」に到着したのは午後3時。でも長い道中は大変盛り上がり、より交流が深められたこと思います。

江ノ電に乗り、小町通りを散策し、鶴岡八幡宮を参拝した後は、横浜中華街にて豪華な夕食をいただきました。宴会は、和気藹々にてあつという間に2時間が過ぎ、散会後は、横浜の夜を思い思に過ごしました。

2日目は、“みなとみらい”で豪華客船をバックに記念写真を撮った後、浅草へ。焼きたての人形焼きをいただきながら、仲見世通りを散策しました。お昼は築地で自由昼食。予算や好みに応じてそれぞれ好きなものを食べられ、みな大満足の様子でした。

その後、帰途につきましたが、次第に雨が降り出し、ついには前が見えないほどのどしゃ降りに。バスの運転手さんの慎重な運転のおかげで、全員無事に帰宅でき、ホッとしました。解散場所に到着する頃にはすっかり雨もやみ、本当にお天気に恵まれた2日間でした。皆さま、お疲れ様でした。

これから一年間みな仕事に励み、心がけよく、来年もまた晴天に恵まれ楽しい旅行ができますように……。伊代田支部長、今年もありがとうございました。

岡崎
支部

親睦旅行会 琵琶湖 湖東めぐりと近江牛

岡崎支部 鈴木 隆文

実施日 平成27年9月5日(土)

参加者 29名



曇り時々雨の天候のもと、島津支部長をはじめとしてベテラン会員から若手会員まで、総勢29名を乗せたバスは滋賀県・琵琶湖に向けて出発しました。バスは東名・名神・北陸自動車道を順調に走り、2時間後に長浜市に到着しました。

まずは、黒壁の町長浜で、古い街並の中の伝統と自然の豊かさを感じながら散策しました。その後、近江牛専門店に移動し、ステーキ、とろ握りを中心とした近江牛を堪能しました。おいしい料理の余韻に浸りつつ食後は、彦根城と城下町を自由散策しました。

悪天候が心配されましたが、幸い大きな崩れはなく、予定通り近江八幡市にて水郷巡りを体験しました。「日本で一番おそい乗物」である手漕ぎ船に乗り、船頭さんの櫓と竿を使った絶妙の船漕ぎと軽妙なトークの中、自然の作り出す別世界を味わうことができました。

帰路の車中では、恒例のbingoゲームで盛り上がりました。毎年お馴染みのガイドさんが、会員と共に楽しく会話を繰り広げました。最後まで明るい雰囲気が続き、親睦旅行の目的通り親交を深めることができ充実した一日となりました。

○
知多
支部

初心者研修第5回

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年9月9日(水)

午後5時30分～6時 受付開始

6時～8時 研修

8時～8時30分 質疑応答

場 所 アイプラザ半田 第4会議室

講 師 知多支部 蟹江 公明会員

テ マ 『その他の行政書士業務』

出席者 15名



前日からの台風18号の影響で、もしかしたら延期かと心配していましたが、幸いなことに、午前中で通り過ぎてしましましたので、予定通り開催することができました。

さて、前置きが長くなりましたが、初心者研修5回目、いよいよ初心者シリーズのラストです。今回は、その他の行政書士業務として、「国際業務・風俗関係業務・成年後見業務の概要」を勉強しました。

まず、国際業務の研修を始める前に、日本という国の入国に対する考え方、難民に対しての考え方、歴史を教えていただきました。その上で、行政書士として、どんな仕事ができるのか、また考えられるのかを説明されました。

風俗関係業務については、最初から安易に引き受けない、少なくとも、二日間くらい調査期間を設けましょう、ということでした。また、成年後見業務については、本来、どなたでもできる業務とした上で、市長申立について詳しく教えてくださいました。

研修を締めくくるにあたり、やりたい業務については、どの時点でもいいから、一回きちんと覚えることが大切。まずは自分で調べてやってみる。ということでした。ありがとうございました。

○
中央
支部

第一回 法人経営業務部会研修会

中央支部 竹内 浩二

日 時 平成27年9月11日(金)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 2階A B会議室

出席者 33名

講 師 野田 悅子会員、大岩 とよみ会員

テ マ 『行政書士の記帳代行業務について』



中央支部の今年度第1回の法人経営業務部会研修会は、2名の講師より、豊富な経験に裏打ちされた実務経験に基づく、「行政書士の記帳代行業務」についてお話をいただきました。主に初心者向けで、今後業務に取り入れたい方のきっかけとなればという趣旨で開催しました。

前半は、野田悦子会員から、記帳代行業務の初歩（イロハ）や記帳代行業務とその他行政書士業務の広がりをお話しいただきました。独占業務でもなく、税務申告は税理士の専業であることから、行政書士に依頼する双方のメリット、注意事項をお話しいただきました。また、税理士・社会保険労務士等隣接士業との提携・連携等ネットワークの重要性も強調されていました。最後に簿記の原則、記帳の流れ等基本的な事にふれて終わりました。

休憩を挟んで後半は、大岩とよみ会員から、各種伝票のサンプルを見ながらの解説、パソコン会計が主流であること、それに応じて行政書士も勉強しながら対応しなければならないこと等、のお話しがありました。さらに、依頼主は個人事業主や零細企業が多く、社長としっかりコミュニケーションをとつて仕事を進めることの難しさ、大事さを話され終りました。

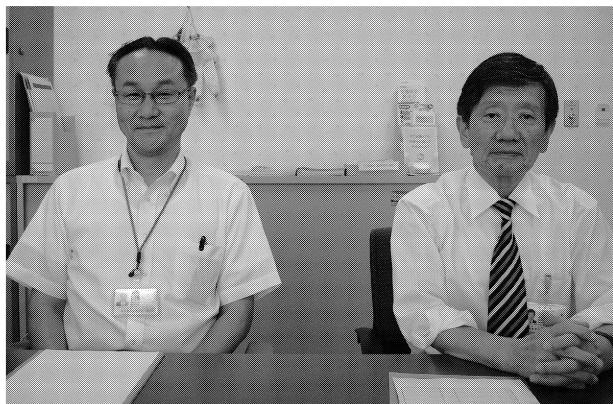
今回は、新入会員や新たな業務の開拓・拡張に意欲のある会員の参加が多く見られ、各自、今後の参考になったと思います。

昭和
支部

日進市 無料相談会9月

会報委員 古田 祐史

日 時 平成27年9月14日(月)
午後1時30分～4時5分
場 所 日進市役所 4階相談室
相談員 志水 正芳会員、川口 武会員
相談者 1組(1名)



昭和支部は日進市役所で毎月相続・遺言に関する無料相談会を行っていますが、8月から好評につき、相談者を3組から4組に増やしました。そして8月は4組の相談者に来て頂いたのですが、今日は残念ながら1組(1人)の相談者しか、予約が入っていませんでした。

しかし予約の相談者が1組でも、駆け込みの相談者が来る場合があるので、相談員は4組の相談者の相談が終わる午後4時過ぎまでは相談室で待機していなければなりません。

千差万別の相続・遺言に関する相談に答える事には当然緊張感が伴います。

しかし相談者が集まらないという事には虚しさを感じます。

今日の相談員は副支部長の一人で税理士でもある志水先生と昨年登録された川口先生のお二人でした。お疲れになったと思います。

昭和
支部

東郷町無料セミナー &無料相談会

会報委員 古田 祐史

日 時 平成27年9月17日(木)
午後1時30分～4時
場 所 東郷町役場2階 第4、第5会議室
セミナー講師 鈴木 章夫会員
セミナー出席者 20名
相談者 9組(14名)



昭和支部では毎年1回、9月中旬に愛知郡東郷町の東郷町役場において、相続・遺言に関する無料セミナーと無料相談会を行っています。

去年は3コース分を楽に作れる大会議室を使わせてもらいましたが、今年は国勢調査のため、少し小さめの会議室を2つ借りて行いました。

雨がパラついていたので、事前に予約で申し込んで頂いたセミナー受講者や無料相談会の相談者の方々が何人集まるのか心配でしたが、鈴木章夫(すずきふみお)会員が担当した「やさしい遺言と相続の手引」と題した無料セミナーやその後の無料相談会にもほぼ予約通りの方達に来て頂き、上記の人数通り、毎員の盛況でした。

初めの予定では相談員として、渡邊邦彦監事と鈴木裕己会員、丸田 肇会員と平澤正幸会員、そして鬼頭憲司会員と古田の組み合わせで、それぞれ3組の相談者がわりあてられましたが、途中から相談者の方達を待たせてはいけないと、オブザーバーとして来て頂いた、益田俊信支部長と千田久人副支部長、さらに伊福泰則幹事と無料セミナーの講師、鈴木章夫講師が組になり、相談者の対応をしたので、予定より早く終わりました。東郷町役場に集まった昭和支部の会員が全員、相談員となったという珍しい事になりました。

0
昭和
支部

地区別懇談会

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年9月26日(土)

午前11時40分～午後1時10分

場 所 寿司御殿 赤池本店

出席者 11名



昭和支部では昨年から、昭和地区、天白地区、日進・東郷地区の3箇所に分かれて、それぞれの地区で開業している会員が集まり、食事をしながら懇談するという地区別懇談会を行っています。

ただ都合でどうしても自分の開業している個所の懇談会に出席できない場合は他の2箇所の懇談会のどちらかに出席できる事になっています。去年は11月に開催されましたが、今年は9月に行われました。

本日は日進・東郷地区の地区別懇談会でしたが、他の地区からも3名のベテランの先生が出席されました。また今年から支部長会会長に就任された益田俊信支部長は、忙しい中、3箇所全ての地区別懇談会に出席され大変だったと思います。

会場となった地下鉄鶴舞線赤池駅の正面にある寿司御殿は駐車場が広いため、助かりました。お寿司が当然メインですが天ぷらや茶碗蒸しなども出て、美味しかったです。

懇談会では昭和支部の事はもちろん、本会の事、そしてまだ仕事の少ない新人に対して、ベテランの先生方がどの程度仕事や金銭面で助ける事ができるのか?、また新人もどのようにベテランの先生方にアプローチすればよいのか?等の話題が出ました。

今日は日進・東郷地区の地区別懇談会の後に第4回市民法務研究会が行われるため、これに出席する人、欠席する人に分かれて解散しました。

0
昭和
支部

第4回 市民法務研究会

会報委員 古田 穎史

日 時 平成27年9月26日(土)

午後2時～4時

場 所 天白スポーツセンター 1階第1会議室

出席者 14名



市民法務研究会というのは相続・遺言業務について、昭和支部が指定したテキストを使って勉強する二部構成の研修会の一つです。

今日は第4回市民法務研究会が開かれました。市民法務研究会というのは昭和支部が指定したテキストを使って、相続・遺言業務について勉強する二部構成の研修会の一つです。もともと初心者向けの勉強会のため、相続・遺言業務に通じたベテランの先生はあまり出席されません。登録時期の浅い会員や他土業ではベテランだが、相続・遺言の知識は身に付けたいという先生など、どちらにしても相続・遺言業務に興味のある勉強熱心な人達が出席しています。

初心者が多いと勉強しやすい面もあります。相続・遺言に関して今更こんな事は聞けないという疑問を堂々と質問できるからです。その疑問に対して、益田支部長はじめ数人出席されるベテランの先生が丁寧に教えてくれる事です。

毎回第一部は指定テキストの内容を順番に会員が自分なりにまとめたものを発表します。今日は昭和区で開業されている伊藤 寛先生が主に自筆証書遺言と公正証書遺言の作成の部分について発表されました。この部分について話し合われた事は、定額小為替は一律3千円でよいのか?とか、定額小為替のお得な使い方、自筆証書遺言の検認についてのエピソード、お客様には公正証書遺言を進めた方が良い、等でした。

事務局だより

■平成27年8月

1日(土)	特定行政書士研修会開催 山田会長 中地協理事会出席
3日(月)	支部建設環境部担当者会議開催 法人経営部会開催 苦情対応委員会開催
4日(火)	山田会長 試験センター評議委員出席 法務部会開催 ADR手続説明会開催 仙石副会長、野田常務理事、山田(安)理事 自由業団体当番会出席 刈谷市役所無料相談会開催
5日(水)	部長会開催
6日(木)	山田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 仙石副会長、野田常務理事 名城大学訪問
7日(金)	山田会長 日行連常任理事会・日行連法改正推進本部会議出席 コスマスあいち監査・幹事会開催
8日(土)	特定行政書士研修会開催
9日(日)	特定行政書士研修会開催
10日(月)	暴排正副議長会議開催 久野副会長、蟹江常務理事 県警・県民会議訪問
11日(火)	山田会長 日行連第二業務部全体会議出席 西川副会長 日行連申取管理委員会出席 本会常設無料相談会開催 会報9月号校正会議開催 ADR紛争解決小委員会開催 蟹江常務理事 自治センター訪問 65周年記念事業実行委員会開催
17日(月)	苦情対応委員会開催 会館建設検討委員会開催
18日(火)	西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 建設環境部会開催 ADR手続説明会開催 コスマスあいち財務打合せ開催
19日(水)	仙石副会長、吉川常務理事、内藤理事、大野理事、岡田職員 法人経営部関係官庁訪問 外国人就労定着支援研修開催
20日(木)	山田会長、西川副会長 日行連第三業務部国際部門と申取管理委員会との合同会議出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
21日(金)	山田会長 日行連成年後見制度利用促進法案等の報告会出席 西川副会長 日行連申取実務研修・日行連第三業務部国際部門会議出席 仙石副会長、吉川常務理事、岩井委員、岡田職員 法人経営部関係官庁訪問

■平成27年8月

22日(土)	特定行政書士研修会開催 田宮名誉会長、山田会長 日行連遠田会長就任祝賀会出席
23日(日)	特定行政書士研修会開催
25日(火)	建設環境部業務研修会開催 正副会長会開催
26日(水)	山田会長 日行連各党議連幹部表敬訪問 西川副会長、早川常務理事 建設業不動産業課との会議出席 外国人就労定着支援研修開催
27日(木)	山田会長、蟹江常務理事 日行連裁判外紛争解決機関推進本部会議出席 届出済行政書士管理委員会開催 建設業関係業務相談会開催
28日(金)	企画情報部会開催
29日(土)	特定行政書士研修会開催
31日(月)	蟹江常務理事、吉川常務理事、熊田局長、小早川課長 特定行政書士法定研修考查会場見学

■平成27年9月

1日(火)	正副会長会開催 部長会開催 ADR手続説明会開催 あいちシェイクアウト訓練実施 刈谷市役所無料相談会開催
2日(水)	運輸交通部会開催 広報部会開催 仙石副会長、野田常務理事、古山職員 NHK訪問 外国人就労定着支援研修開催
3日(木)	山田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席
4日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 苦情対応委員会開催 蟹江常務理事 県警訪問 西堀副会長、浅井常務理事、蟹江常務理事、西脇理事 総務部打合せ出席 伊藤課長、佐山職員 名古屋入管申取届出 外国人就労定着支援研修開催
5日(土)	特定行政書士研修会開催
6日(日)	特定行政書士研修会開催
7日(月)	暴排定例全体会開催 外国人就労定着支援研修開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 仙石副会長、吉川常務理事、岡田職員 中部経済産業局・東海財務局訪問 仙石副会長、野田常務理事、山田(安)理事 自由業団体定例会出席 コスモスあいち業務相談会開催
9日(水)	山田会長 日行連常任理事会出席 65周年記念事業実行委員会開催
10日(木)	山田会長 日行連会長会出席

事務局だより

■平成27年9月

11日(金)	西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 西堀副会長、浅井常務理事、廣瀬綱紀委員長、杉野監察委員長 苦情関係三委員会打合せ出席 仙石副会長、野田常務理事、古山職員 朝日新聞社訪問 蟹江常務理事、祖上委員 交通事故相談研修会出席
12日(土)	特定行政書士研修会開催
13日(日)	特定行政書士研修会開催 山田会長 鍋田副会長総務大臣表彰受章祝賀会出席
14日(月)	西堀副会長、子安常務理事、高木理事、竹田理事、小河委員 危機管理マニュアル打合せ出席 久野副会長、須崎常務理事 県警交通規制課、中部運輸局貨物課、技術安全課、自動車会議所訪問 運輸関係業務相談会開催
15日(火)	ADR手続説明会開催 綱紀委員会開催 国際・私法部会開催 大内田常務理事、古山職員 尾張建設事務所訪問 外国人就労定着支援研修開催
16日(水)	山田会長 日行連申取委員会打合せ・ADR打合せ出席 建設環境部初心者向け業務研修会開催 法務部会開催 試験正副責任者会議開催 監察委員会正副委員長打合せ開催
17日(木)	山田会長 日行連ADR関係機関訪問 山田会長、西川副会長 日行連申取管理委員会出席 愛知会、岐阜会、三重会合同広報PR活動実施 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
18日(金)	山田会長 日行連民主党中央企業政策推進議員連盟訪問 山田会長、西川副会長 日行連申取事務研修出席 コスマスあいち総会事前打合せ会・総会・新役員幹事会開催
20日(日)	田宮名誉会長黄綬褒章受章祝賀会
24日(木)	土地利用部研修会開催 正副会長会開催 仙石副会長、野田常務理事 熱田公証人役場訪問 ADR第1回手続開催 新年賀詞打合せ開催
25日(金)	部長会開催 理事会開催 特定行政書士考查打合せ開催
27日(日)	山田会長 仙石副会長総務大臣表彰受章祝賀会出席
28日(月)	自販連との懇話会開催 ADR手続説明会開催
29日(火)	会報11月号編集会議開催 届出済行政書士管理委員会開催 西川副会長 中華人民共和国成立六十六周年祝賀会出席

会員の動向

平成27年9月25日現在

個人会員数 2,845人
法人会員数 20法人

新規登録入会者の紹介



事務所 杉山隆英行政書士事務所
名古屋市中区栄二丁目2番21号 7-ク白川公園ビル別館6階
電話番号 052-684-4540 所属支部 中央

登録番号 第15191688号

会員番号 第5541号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 杉山 隆英



事務所 浅野信司行政書士事務所
名古屋市西区天塚町三丁目32番地の2
電話番号 090-3308-0005 所属支部 西北

登録番号 第15191692号

会員番号 第5545号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 浅野 信司



事務所 行政書士田中康裕事務所
名古屋市名東区名東本通2丁目32番地 星ヶ丘ハイツビル5階
電話番号 052-781-8377 所属支部 中央

登録番号 第15191689号

会員番号 第5542号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 田中 康裕



事務所 行政書士斎藤事務所
名古屋市中区栄五丁目19番31号 3階(3-Y)
電話番号 052-262-8880 所属支部 中央

登録番号 第15191693号

会員番号 第5546号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 斎藤 美子



事務所 行政書士都築事務所
名古屋市中区栄二丁目1番12号 (タカハシ伏見502号)
電話番号 052-223-1037 所属支部 中央

登録番号 第15191690号

会員番号 第5543号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 都築 寿



事務所 行政書士栗木事務所
小牧市堀の内二丁目220番地
電話番号 0568-72-8131 所属支部 尾張

登録番号 第15191694号

会員番号 第5547号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 栗木 幹夫



事務所 行政書士谷川文泰事務所
名古屋市西区八筋町441番地
電話番号 052-501-5423 所属支部 西北

登録番号 第15191691号

会員番号 第5544号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 谷川 文泰



事務所 行政書士早川正人事務所
名古屋市千種区汁谷町85番地4
電話番号 052-768-5981 所属支部 中央

登録番号 第15191695号

会員番号 第5548号

入会年月日 平成27年8月1日

氏名 早川 正人

会員の動向



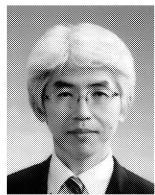
登録番号 第15191696号
会員番号 第5549号
入会年月日 平成27年8月1日
氏名 園田 浩二

事務所 行政書士園田事務所
西春日井郡豊山町大字豊場字高前180番地 柴田ビルB
電話番号 0568-39-1520 所属支部 西北



登録番号 第15191856号
会員番号 第5554号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 神谷 祐一

事務所 神谷祐一行政書士事務所
高浜市稗田町五丁目6番地15
電話番号 0566-55-1630 所属支部 碧海



登録番号 第15191697号
会員番号 第5550号
入会年月日 平成27年8月1日
氏名 近田 真佐志

事務所 近田真佐志行政書士事務所
名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル8階
電話番号 052-846-7657 所属支部 中央



登録番号 第15191857号
会員番号 第5555号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 山下 正高

事務所 行政書士あっと法務事務所
稻沢市長野一丁目4番4-1301号
電話番号 0587-23-5432 所属支部 一宮



登録番号 第15191853号
会員番号 第5551号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 鈴木 健児

事務所 行政書士鈴木事務所
額田郡幸田町大字深溝字稲葉山19番地11
電話番号 0564-77-5468 所属支部 岡崎



登録番号 第15191858号
会員番号 第5556号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 梅原 光一

事務所 梅原行政書士事務所
名古屋市熱田区沢上一丁目3番14号 (近鉄名古屋金山駅徒歩10分)
電話番号 052-681-7087 所属支部 名南



登録番号 第15191854号
会員番号 第5552号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 水野 裕子

事務所 行政書士水野裕子事務所
豊橋市馬見塚町85番地
電話番号 0532-32-5959 所属支部 東三



登録番号 第15191859号
会員番号 第5557号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 坂口 裕祐

事務所 行政書士坂口事務所
西春日井郡豊山町大字青山字東栄31番地1 ハービーアウINA-202
電話番号 080-1475-0471 所属支部 西北



登録番号 第15191855号
会員番号 第5553号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 後藤 洋介

事務所 行政書士事務所ゴトーサポート
岩倉市栄町二丁目77番地 ロータリーヒーロー401号室
電話番号 080-5125-7109 所属支部 尾北



登録番号 第15191860号
会員番号 第5558号
入会年月日 平成27年9月1日
氏名 原 康之

事務所 原行政書士事務所
新城市字橋向15番地
電話番号 080-1575-3017 所属支部 新城

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	福井 鐘一		465-0091	052-768-7233	事務所名称
	福井行政書士事務所				
中央	祖上 政仁	名古屋市名東区よもぎ台三丁目902番地 (よもぎ台パークホームズ104号)	461-0005	052-931-6228	事務所所在地、 事務所電話番号
	雜賀 昭				
中央	野畠 淳史	名古屋市東区東桜二丁目12番29号 (奥村ビル201号)	461-0005	052-959-2432	事務所所在地、 事務所電話番号
	久野 紗子				
中央	久野 紗子行政書士事務所	名古屋市東区葵三丁目4番地4 サミクラウス車道6階	461-0004	052-936-5007	氏名、事務所名、 事務所所在地、 事務所電話番号
	浅井 博子				
中央	位田 和仁	名古屋市中区錦二丁目16番24号 (サンフシミビル1101号)	460-0003		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士いんでん法務事務所				
中央	成瀬 大三郎		052-684-7270		事務所電話番号
	岡田 紀夫				
西北	創経行政書士事務所				事務所名称
	今井 克博				
西北	岡村 祥吾	名古屋市西区則武新町4丁目4番19号 SG名古屋駅ビル3F	451-0051	052-485-7947	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士岡村事務所				
名古屋	瀧 秀隆	名古屋市中川区一色新町二丁目2411番地1	454-0946		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士瀧秀隆事務所				
名古屋	森 隆	名古屋市中村区椿町19番7号 チサンマンション椿町4階401号室	453-0015	052-414-7583	事務所所在地、 事務所電話番号
	太田 浩二				
東名	橋本 圭史	瀬戸市東松山町319番地の20	489-0069	0561-58-0917	事務所所在地、 事務所電話番号
	横井 美奈子				
尾張	よこい行政書士事務所	小牧市小木4丁目205番地 103号	485-0058	0568-54-2936	単位会変更 (岐阜会より)
	川添 広				
一宮	行政書士川添広事務所	一宮市萩原町花井方字郷浦28番地	491-0351		事務所名称、 事務所所在地
	舟橋 達夫				
一宮	行政書士舟橋達夫事務所	一宮市丹陽町五日市場字屋敷259番地 サンライフ五条102	491-0823	080-3613-8041	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	石田 智彦				
海部	行政書士石田智彦事務所	海部郡大治町大字馬島字山西49番地	490-1141		事務所名称、 事務所所在地
	小松原 英治				
知多		知多郡東浦町大字森岡字下今池35番地3	470-2101	0562-38-7640	事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
西尾	加藤 隆広	西尾市吉良町上横須賀神田2番地1	444-0521	0563-35-3388	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
	行政書士加藤隆広事務所				
新城	木下 一成	新城市川田字本宮道262番地3	441-1347		事務所所在地

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1502401号
 会員番号 第H30号
 入会年月日 平成27年7月1日
 法人の名称 行政書士法人名南経営
 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営
 主たる事務所 名古屋市中区錦二丁目4番15号
 ORE錦二丁目ビル3F
 主たる事務所電話番号 052-229-0721
 所属支部 中央

法人会員の変更案内

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H3号
 法人の名称 東名行政書士法人
 主たる事務所の名称 東名行政書士法人
 社員名 中村 文昭、久野 里香
 所属支部 中央
 変更事由 社員の加入

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
尾張	宮本栄三	平成27年7月31日
一宮	江口眞澄	平成27年7月31日
一宮	浅井恒子	平成27年7月31日
碧海	柴田未久	平成27年7月31日
中央	浦野啓子	平成27年8月31日
西北	浅野進	平成27年8月31日
東名	澤田正雄	平成27年8月31日
知多	村瀬銀一	平成27年8月31日
岡崎	内田優子	平成27年8月31日
東名	安井芳治	平成27年9月8日
知多	水野松守	平成27年9月24日
西尾	松尾豊彦	平成27年9月25日

ご逝去会員のお知らせ

昭和支部	丸山典生	会員	平成27年4月10日ご逝去	(享年66歳)
知多支部	石田周市	会員	平成27年9月1日ご逝去	(享年76歳)
一宮支部	実原昭宏	会員	平成27年9月6日ご逝去	(享年70歳)
知多支部	青木雅裕	会員	平成27年9月6日ご逝去	(享年71歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
 会長 山田高嗣

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌 Cosmos

2015年11月号



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

**一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
愛知県支部（コスモスあいち）平成27年度定時総会**

日 時 平成27年9月18日(金) 午後3時30分から午後4時30分

場 所 愛知県行政書士会館3階ABC会議室

出席者 69名（当日出席40名 委任状29名）

平成26年度一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部（コスモスあいち）定時総会が開催されました。

増田ちづ子支部長の挨拶の後、来賓の愛知県行政書士会鍋田建治副会長からご祝辞をいただきました。議長に佐藤令会員、副議長に竹内弘幸会員が選出され、議事に入りました。議案は以下の通りです。

議題

- 第1号議案 平成26度事業経過報告
- 第2号議案 平成26度会計決算報告承認の件
- 第3号議案 平成27度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成27度会計予算（案）承認の件
- 第5号議案 役員選任の件

上記議案も異議なく可決承認され、土士田副支部長の閉会の言葉で終了しました。



コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成27年11月10日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年11月6日(金)
平成27年12月8日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年12月4日(金)

時間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 平成27・28年度役員

役職	氏名	コスモス管轄区域 (地区)
支部長	増田 ちづ子	一宮
副支部長	平松 里香	一宮
副支部長	内藤 広子	一宮
副支部長	吉川 明宏	名古屋
監事	小川 錠太郎	名古屋
監事	日下 敬章	名古屋
幹事	伊藤 洋	名古屋
幹事	岩井 実	名古屋
幹事	舟越 正行	豊橋
幹事	岡田 英紀	岡崎
幹事	杉浦 美紀	岡崎
幹事	野川 英樹	岡崎
幹事	西堀 俊徳	名古屋
幹事	澤田 隼人	名古屋
幹事	柴田 愛	半田
幹事	伊福 泰則	名古屋

あとがき

暑い暑いと言っている間に、朝夕涼しくなり、そういうれば、上着をビシッと着こなさなければならぬ時期となりました。

襟を正さなければならない時が人生にもあるようです。法律改正は毎度のことですが直接自分達にかかわるだろう重要な改正の場合、自分の意見を持ち、それを表わすことで、“自ら襟と正す”ということになるかな！”と思いながら、私が最近襟を正したのは？と考えると、田宮前会長の黄綬褒章授章祝賀会の時に、ビシッと襟を正した服装で、出席させてもらったことかなア～。

そういえば、あの後、腰に力が入ったのか軽いギックリ腰になったのは、自分のことのように喜びすぎたからかもしれない、考えをめぐらした結果、まあいつものように、“多少襟をゆるめて、毎日生きていくのが、やっぱり一番だなア～”と、思いなおしている今日この頃です。

広報部次長 山田 安政

※今月の“ちょっと役立ち豆知識”はお休みです。

会報273号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	野田 悅子
次 長	山田 安政	
部 員	山本 篤	

会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
本号担当委員		
(表紙)	吉田 穎史	
(会員訪問記)	森田 英樹	

《今月の表紙》 愛知池

愛知池という呼び名は通称で、正確には東郷調整池といいます。

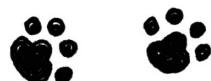
水路の水を管理するために造られたもので、全長約112kmの「幹線水路」のほぼ中央部にあり、愛知県日進市、みよし市、愛知郡東郷町にまたがっています。

愛知池（東郷調整池）の役割としては、下流に送る水の量を調整すること、水を早く送ること、水の有効利用等があります。

また、愛知池と「幹線水路」の落差を利用して最大出力1000kwの小水力発電も行っています。

さらに愛知池は全国有数の漕艇競技場として利用されており、周辺はウォーキングやマラソン等、多くの人々の憩いの場になっています。

(水資源機構 愛知用水総合管理所HPより引用)



会報273号 平成27年11月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 野田 悅子

袴田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL <052> 931-4068 (代)

FAX <052> 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

日時 平成28年1月12日(火)
(午後5時開会)

★受付開始は午後4時からです。

場所 キャッスルプラザ
4階 鳳凰の間
名古屋市中村区名駅4-3-25



名古屋駅ユニモール地下街11番出口すぐ

一愛知県行政書士会会員へのお知らせー 平成28年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを500部作成いたします。

壁掛け式カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より本会1階事務局に用意をいたします。

「お一人様1部」のお願いと、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※



- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。
※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争



- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体: 愛知県行政書士会(所管):行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
- d) 実 施 日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分